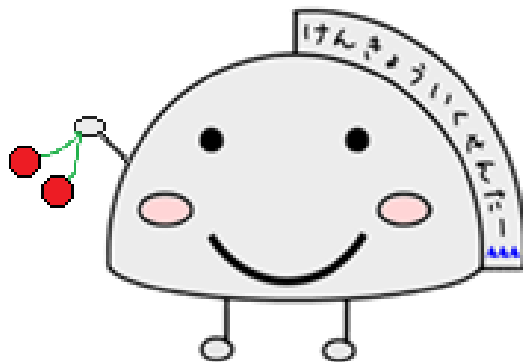


特別支援学級ハンドブック

— 令和2年度版 —



山形県教育センター



平成19年4月に施行された改正学校教育法により、「特別支援教育」が位置づけられたことを受けて、各特別支援学級では、障がいのある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培う教育が、今日まで求められてきています。

その間、山形県の特別支援学級担任の先生方は、児童生徒の実態や地域の実情等に応じて、様々な実践を積み重ねてこられました。また、各学校において、特別支援教育に関する委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、校内体制が整えられるとともに、小学校・中学校では、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成率が、100%になるなど、特別支援教育の充実が図られています。

そうした中、平成29年に小学校・中学校の学習指導要領が告示され、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方が新たに示されるなど、特別支援教育の状況が変化を見せています。

こうしたことを受けて、山形県教育センターでは「管理職と担任のための 特別支援学級の手引ー平成27年度版ー」を改訂し、「特別支援学級ハンドブックー令和2年度版ー」を作成することといたしました。

本ハンドブックは、平成29年度告示の学習指導要領を踏まえた学級づくり、授業づくり等における基本的な考え方を示すことで、これまでの実践を大事にしながら、その上で、特別支援学級における指導・支援について、あらためて確認していただくための手がかりとなるようにと願い、作成しています。

日常적으로ご活用いただき、ご意見やご感想をお寄せください。

本ハンドブックが、先生方の特別支援学級担任としてのやりがいと専門性を高め、児童生徒一人一人の健やかな成長を支えるための資料として活用されることを願っています。

特別支援学級以外の先生方ともつながりながら
学校全体で児童生徒を育てていきましょう。



ハンドブックの活用にあたって

- 各項目の内容について、関連するハンドブックのページ、関連書籍等がある場合は、【ハンドブックp〇参照】【学習指導要領p〇参照】のように、参照ページを示しています。
【参照】が示されているところについては、そちらも合わせて御確認ください。

＜主に参照いただきたい書籍＞

- ・「小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）」平成 30 年
- ・「小学校学習指導要領解説 総則編」平成 30 年
- ・「中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）」平成 30 年
- ・「中学校学習指導要領解説 総則編」平成 30 年
- ・「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）」平成 30 年
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」平成 30 年
- ・「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」平成 30 年
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」平成 30 年

- 本ハンドブックにおいて、学習指導要領等からの引用文の文字色を変える、下線をつける等で強調して示している部分は、山形県教育センターによるものです。

このハンドブックは山形県教育センターのホームページ

<http://www.yamagata-c.ed.jp/>

からダウンロードできます。



目 次

1 年度始めに取り組むこと

(1) 始業式までの準備……1

- ① 教室環境……1
- ② 準備すること……6
- ③ 関係者との連携……7

(2) 始業式・入学式での配慮……9

2 特別支援学級について

(1) 特別支援学級とは……11

- ① 関係法令……11
- ② 対象……11

(2) 特別の教育課程について……16

- ① 法令……17
- ② 小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編……17
- ③ 実態に応じた教育課程を編成すること……17

(3) 自立活動……19

- ① 自立活動の目標と内容……19
- ② 自立活動の指導と個別の指導計画……20
- ③ 個別の指導計画の作成と内容……21
- ④ 知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導……24

(4) ア

弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい
特別支援学級……25

- ① 特別の教育課程と指導上の配慮……25

(4) イ

知的障がい特別支援学級……34

- ① 特別の教育課程について……34
- ② 知的障がいのある児童生徒の学習上の特性について……38
- ③ 指導の形態について……40
- ④ 知的障がいのある児童生徒の「総合的な学習の時間」……47

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

(1) 個別の教育支援計画とは……48

(2) 個別の指導計画とは……49

(3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式及び配慮事項……51

(4) 教育課程の編成……52

- ① 編成の手順……52
- ② 時間割……55
- ③ 指導計画……56

4 学級経営

(1) 学級経営について……57

(2) 学級経営の内容……58

(3) 学級事務について……59

(4) 学級経営の進め方……64

- ① 学級経営案の作成……64
- ② 児童生徒のよさが生きる学級組織づくり……65
- ③ 学級経営の評価……66

(5) 授業づくり……67

- ① 基本の考え方……67
- ② 学習指導案……68

(6) 交流及び共同学習の推進……69

(7) キャリア教育の視点に立った進路指導……72

(8) 情報発信と連携……78

- ① 関係者との連携（年間を通して）……78
- ② 学級通信の発行……83
- ③ PTA活動の運営……84

(9) 評価と指導のまとめ……85

- ① 評価に当たって……85
- ② 指導要録について……86
- ③ 通知表の作成と記入……87
- ④ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の見直し……87
- ⑤ 次年度への引継ぎ・関係者との連携（年度末）……88

(10) 教科用図書の選定……89

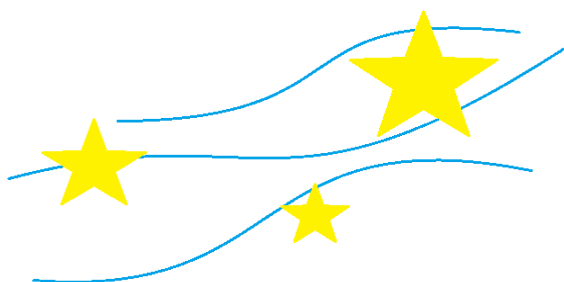
(11) 特別支援教育に係る校内委員会・就学相談……91

(12) 特別支援教育に関する相談……93

<巻末資料>

- ・「学校における合理的配慮」について……95
- ・各種援助制度・相談事業等……96

<引用・参考文献>……101



1 年度始めに取り組むこと

初めて特別支援学級の担任となった年度始めは、何かと分からないことがたくさんあるかと思いますが、まずは、児童生徒・保護者が安心して学校生活をスタートできるように、必要な準備等について確認しましょう。

(1) 始業式までの準備



① 教室環境

教室は、日々生活し、学習する場所です。一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、児童生徒が安心でき、落ち着いて過ごせるように、安全で健康的な教室環境に心がけましょう。

まずは、校内のどこに特別支援学級の教室を配置するかを検討から始めます。安全性・学習や生活上の利便性・静かな環境の確保など、総合的な観点から検討を行いましょう。

環境の整備は、「ユニバーサルデザインの視点^{*1}」や「学校における合理的配慮^{*2}」にかかわる大事なポイントになります。



【参考】※1「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」

山形県教育センターホームページ

(<http://www.yamagata-c.ed.jp/各種ダウンロード/研究成果/UD/>)

※2 ハンドブック巻末資料p94

<教室内のレイアウトの工夫（例）>

- 今ここで何をするのが分かりやすいように、学習、作業、休憩など、教室内でそれぞれの活動を行う場所を決め、仕切りを設置したり、休憩、着替えの場所に、カーペット、マット、畳などを敷いたりする。（活動と場所の一致）
- 課題に集中できるように、個別学習の際に、個人ブースが必要な児童生徒のためのスペースを、仕切りなどを利用してつくる。
- 怪我等防止のために、歩行、車椅子等の妨げにならないように、安全に移動できるスペースを確保する。また、机やロッカー等の角のある突起箇所には、安全カバーを付ける。
- 机やロッカー、提出物用カゴや道具棚などの配置を工夫し、児童生徒が活動しやすい動線をつくる。
- 床に目印を付けて、机や椅子を並べる位置を示す。
- 何をどう整理するのが分かるように、ロッカーや棚の中に入れるものの名前の表示だけでなく、絵や整頓された状態の写真を貼っておく。
- 個人のものと、みんなで使う物との区別をしやすいように、置く場所を分けて示す。
- 教室内のレイアウトを替える際には、児童生徒に予告・説明をする。

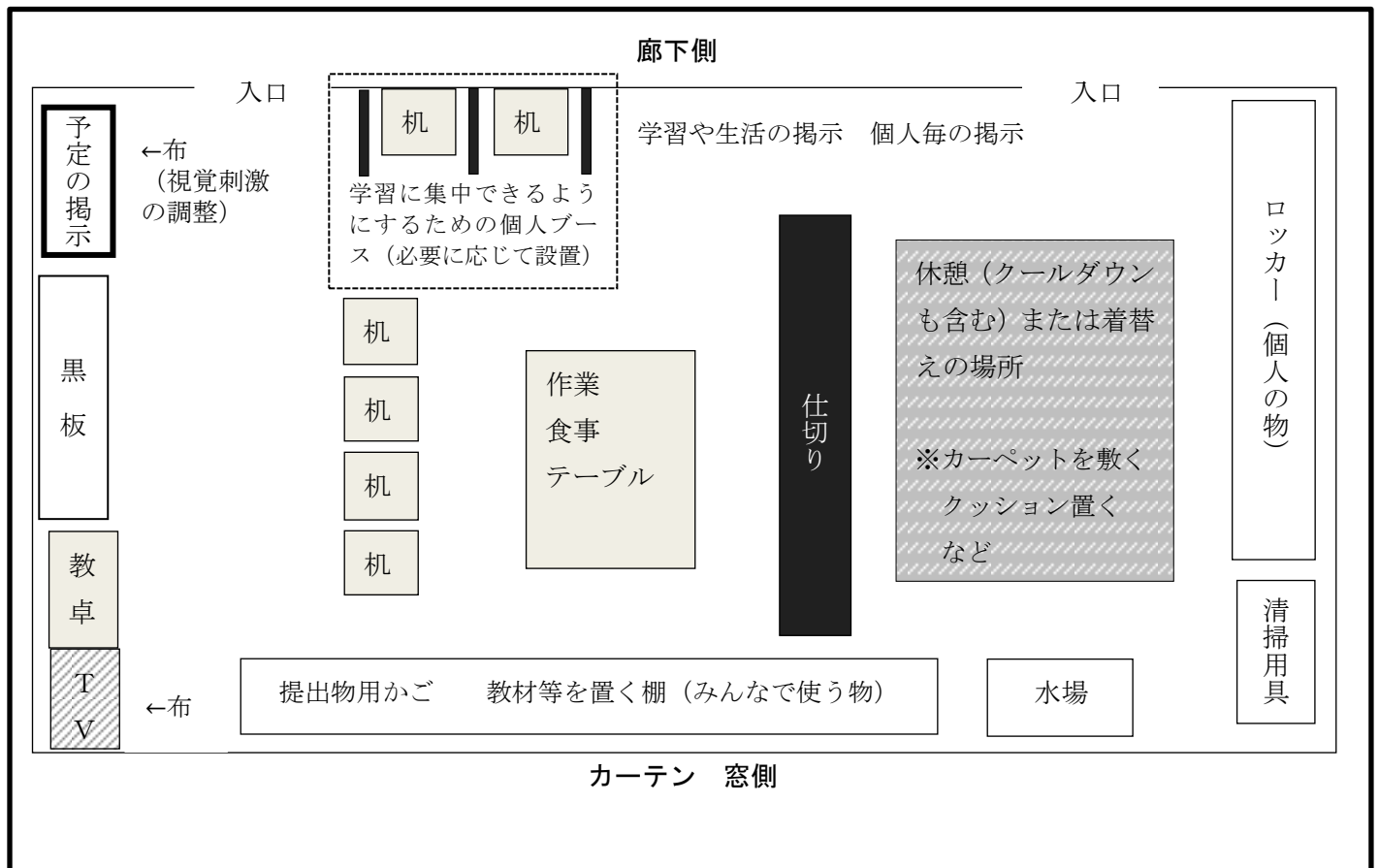


提出場所が分かるように提出物用かごを配置



ロッカーの整理の仕方を写真見本にして掲示

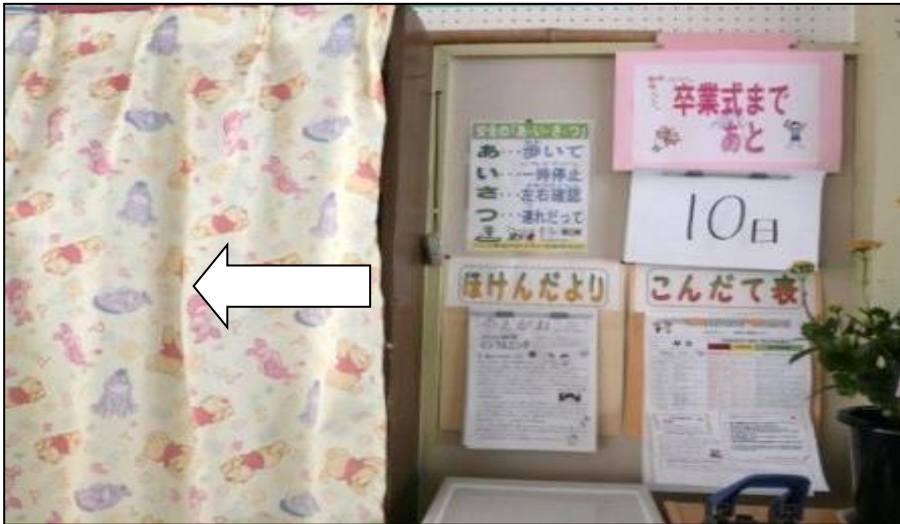
<教室内のレイアウトの図（例）>



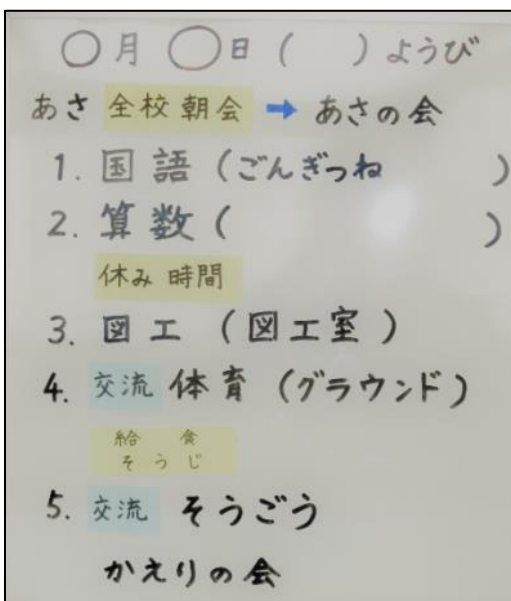
<視覚情報の調整・掲示や板書での配慮（例）>

- 学習に集中できるように、教室を整理するとともに、教室前面及び黒板とその周囲における余分な視覚刺激を減らす。
 - 必要のないときは、TV、各種棚、掲示物、教室外の風景等を、カーテンや布で覆う。
- 学習内容や、要点などを理解できるようにしたり、ノートをとったりしやすいような板書にする。
 - 適切な採光を確保し、座席から見える黒板の角度や光の反射などに配慮する。
 - 過度な色使いを避ける。板書の文字には、白や黄色のチョークを中心に使う。
 - 児童生徒が見やすい文字の大きさに合わせて書く。
 - 内容を精選し、要点を絞って板書する。端的な文章表現での提示に努める。
- 児童生徒が主体的に行動したり、安心して過ごしたりできるように、学校生活や学習の見通しがもてるようにする。
 - 時間割（学級・個人毎）、授業中の学習活動の流れ、学習活動や作業を進める際の手順など、視覚的に分かりやすい表示で示す。
 - 作業や活動の仕方、できあがりの状態などを表した絵や写真を掲示する。

1 年度始めに取り組むこと



棚の中の興味のある教材を
普段は布で覆い、授業中に
児童生徒の注意がそれない
ようにしている

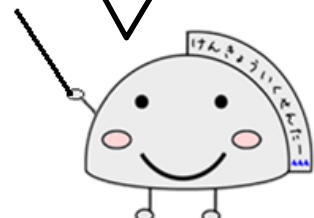


ミニホワイトボードを使って
1日の時間割を掲示



授業の流れや、内容が分かりやすいように板書を構成

児童生徒のいすに
座ってみたり、立っ
たときの目線の高
さで教室を見渡し
たりするなどして、
実際にどのように
見えるかを確認し
てみましょう。



<その他 障がい種別の特別支援学級における教室環境の主な留意点（例）>

弱視特別支援学級

- 安全確保のため、歩行の妨げになるものを置かない。置く場合は定位置を決め、空間の把握の妨げにならないようにする。また、机やロッカー等の角のある突起箇所には、安全カバーを付ける。
- 何がどこにあるか分かるようにするために、教材等を置く場所を固定する。移動する場合は事前に伝える。
- 教科書等が見やすいように、適切な机を選定し、必要に応じて書見台等を設置する。
- 学習や学校生活がしやすくなるように、ロッカーや必要な道具等に鈴をつけたり、シールを貼ったりするなどして、視覚以外の感覚（聴覚や触覚など）を活用できるように工夫する。
- 児童生徒の見やすい条件に合わせるために、照明の適切な明るさやまぶしさの調整（教室の全体照明や机上照明、反射光をおさえる黒板、カーテンの設置）を行う。



書見台



シールをつけて自分のロッカーが触って分かるようにしている

難聴特別支援学級

- 補聴器はいろいろな音を同じ音量で拾ってしまうので、雑音を低減するために、カーペットを敷いたり、机やいすの足にテニスボールをはめたりするなどの工夫をする。
- 音声言語と事物が一致するように、視覚的な情報も合わせて提示するなど、言語理解を助けるための視覚的な支援を工夫する。
- 教師の口元が児童生徒からよく見えるように、逆光にならないようにして正面に立つなど、話すときの教師の位置に留意する。



机やいすの足にテニスボールをはめて雑音を低減している

肢体不自由特別支援学級

- 移動がしやすくなるように、車いすでの移動、介助歩行やクラッチ（前腕型杖）を使用した歩行の妨げになるものを置かない。
- 学習（自立活動など）や休憩（水分補給・体ほぐしの運動など）などがしやすいように、効果的に使用できるカーペット、ソフトマット等を設置したスペースを用意する。
- 日常生活や学習面において、児童生徒が主体的に活動できるように、水道の蛇口レバーや電灯のスイッチ等、自分で操作できるような補助具を活用する。
- 適切な姿勢で学習できるように、児童生徒の実態に応じた机や椅子を活用する。



水道の蛇口レバー



車いすを使用している児童生徒が使いやすい机

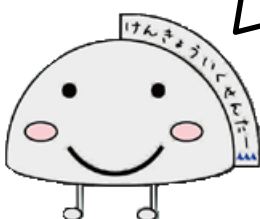
病弱・身体虚弱特別支援学級

- 学習（自立活動など）や休憩（水分補給・体力の回復など）などがしやすいように、効果的に使用できるようなカーペット、ソフトマット等を設置したスペースを用意する。
- てんかん発作時の転倒などの際の安全確保のため、机やロッカー等の角のある突起箇所には、安全カバーを付ける。
- 病状の安定を図るために、児童生徒の心身の状態に応じて衛生面や、室温、光量等を適切に管理する。



角に安全カバーを付けている机

必要に応じて、インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）を環境整備のための参考としてください。



インクルDB

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

(<http://inclusive.nise.go.jp/>)

検索



② 準備すること

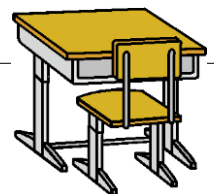
児童生徒・保護者が安心して学校生活をスタートできるように、しっかりと準備をしましょう。

<学級経営上必要な物品等の用意>

教室や校内の環境について、児童生徒の実態を踏まえた安全性が確保されているかも確認しましょう。

- ☐ 出席簿
- ☐ 各種名簿
- ☐ 氏名印
- ☐ 指導要録
- ☐ 健康診断票
- ☐ 連絡網
- ☐ 連絡帳、使用するノートやファイル

- ☐ 教科書、副読本、学習用具
- ☐ 学級通信
- ☐ 机・椅子等の調整
- ☐ ロッカー、傘立て、靴箱などの割り当て
- ☐ 教室の掲示物
- ☐ 学級の事務用品や備品



<学校生活をスムーズに始めるためのチェックポイント>

☐ 年度初めの見通し

- ☆ 年度初めの一日の流れは？
- ☆ 当面の時間割は？
- ☆ 4月の予定は？
- ☆ 特別教室等の使用割り当ては？
- ☆ 学級費・教材費はどうする？

☐ 交流学級担任と確認

- ☆ 交流及び共同学習の内容、支援や配慮点は？
- ☆ 名簿や連絡網はどのように作成する？



☐ 保護者または前担任と確認

- ☆ 登下校の通学路や通学方法は？
- ☆ 児童生徒が個別に必要なものは？
- ☆ 特別支援教育就学奨励費についての手続きは？

障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費などがあります。

※ 事務担当者と確認



前担任との引継ぎ、保護者との面談などを通して、まずは健康上や指導上の留意点についてしっかりと実態を把握しておくことが大切です。就学前の場合には、前年度のうちに、体験入学や学級見学などの機会を設定し、本人や保護者から、担当者が直接情報を得ておくことが考えられます。

その他、児童生徒の教育支援にかかわる資料、個別の教育支援計画や個別の指導計画、つながりのある関係機関の文書などからも、児童生徒の実態について詳しく知ることができます。

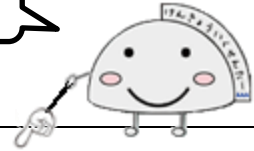


③ 関係者との連携

年度初めは、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成するに当たって、情報収集・確認等が必要になります。

※個別の教育支援計画・個別の指導計画については、ハンドブックp48～51参照

主に「誰と」「何を」確認するのか、下の表を参考にしてみましょう



＜個別の教育支援計画の作成にあたって＞

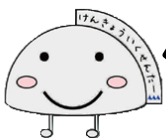
対象（誰と）	内容（何を）
特別支援教育コーディネーター	作成手順・作成上の留意点 各種情報（教育支援資料、検査結果、過去の資料等）
本人・保護者	本人のプロフィール 本人・保護者の願い（生活・学習・進路等） 合理的配慮について *本人・保護者の申し出に対して、校内での検討及び本人・保護者との合意形成を経た上で、提供する配慮の内容を記載します。
保護者	学校以外の関係者とのかかわり（支援の状況、活動内容等） ・福祉サービスの利用（送迎、放課後等デイサービス等） ・医療とのつながり（主治医、通院状況等） ・地域とのつながり（学童保育、スポーツ少年団、子供クラブ活動等）
校内委員会（次ページ参照）	支援の方針 支援の内容・方法

在籍児童生徒が「やまがたサポートファイル^{*}」を使っていることもあります。必要に応じて保護者・本人と確認の上、参考にすることも考えられます。



＜個別の指導計画の作成にあたって＞

対象（誰と）	内容（何を）
特別支援教育コーディネーター	作成手順・作成上の留意点 各種情報（教育支援資料、検査結果、過去の資料等）
本人・保護者	本人の実態 *実態については、前担任や交流学級担任、教科担任、養護教諭、学年主任など、様々な視点からの情報も、必要に応じて確認しましょう。 本人・保護者の願い（生活・学習・進路等）
特別支援教育コーディネーター・交流学級担任・教科担任	長期目標 短期目標 目標達成に向けた具体的な手立て 指導や支援の内容・方法



児童生徒の実態、目標、支援の内容等については、前担任からの引継ぎ資料などを参考にしながらも、**毎年確認が必要**です。

※ 発達障がい等の支援が必要な方の個性や必要な配慮などの情報をファイリングしていくものです。

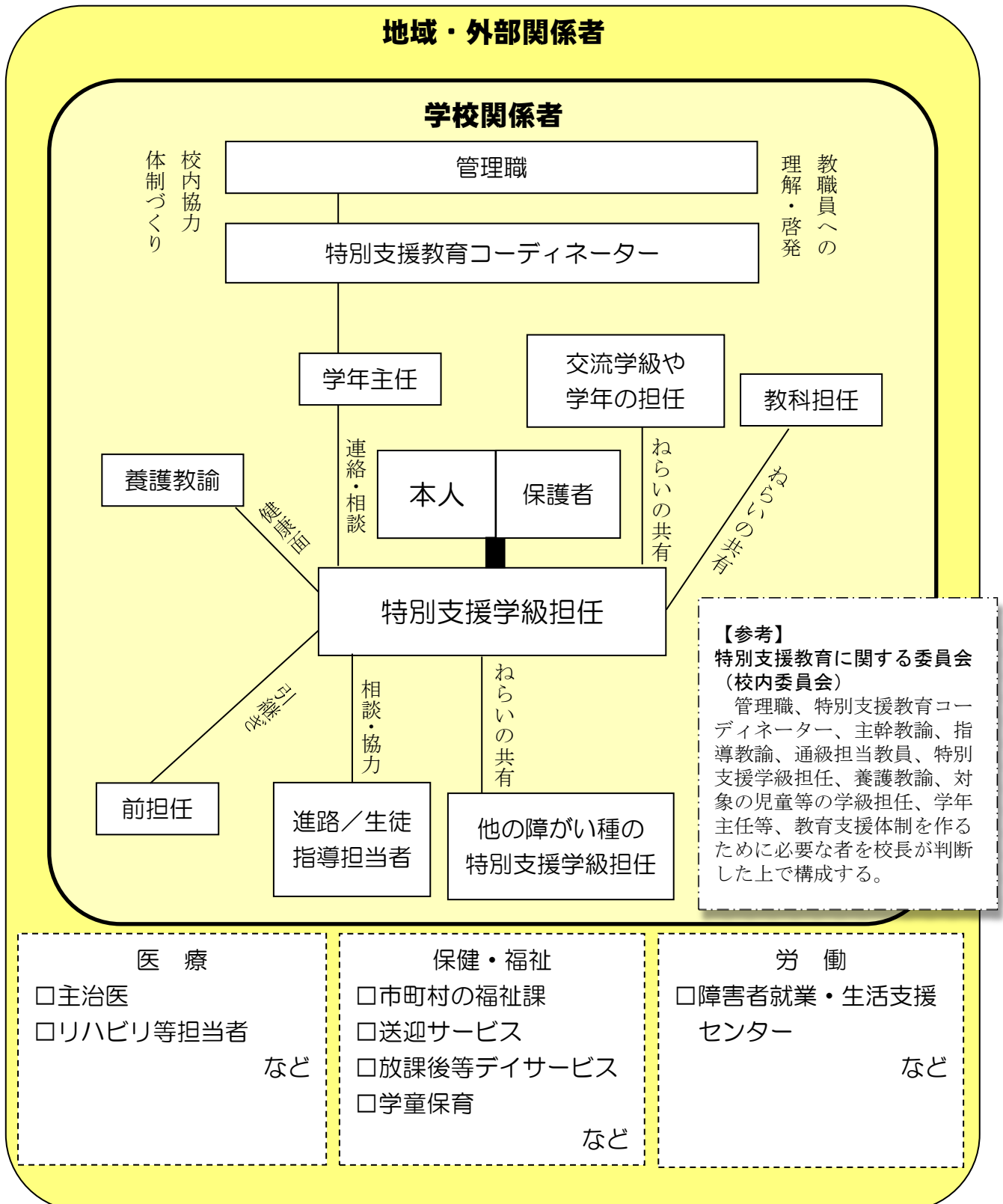
詳細については、**やまがたサポートファイル**で検索してください。

https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/shogai/hat_tatsu/8090004support-file-standard-self.html

【参考】

以下は、今後の学級経営において、つながりをもつことが必要な関係者との連携図になります。詳しくは、この後の「4 学級経営 (8) 情報発信と連携 (p78～84)」を参照ください。

<連携図>



(2) 始業式・入学式での配慮



～児童生徒が喜びや期待をもって、スムーズに学校生活をスタートできるように～

事前に一日の動きを想定し、学校全体で必要な支援や配慮について確認しておきましょう。

初めて受けもつ場合、まだ十分な信頼関係がとれていない状態で、初日一人に対応するのは大変なことかもしれません。必要な点については、朝から校内の協力を得られるようにしましょう。

保護者は、最初の学校行事を通して、担任の丁寧な対応の仕方や心遣い、児童生徒への穏やかなかわり方などに安心感を覚え、その後の信頼関係へとつながっていきます。

また、保護者からみれば、担任だけでなく、学校全体の特別支援教育に対する姿勢としてとらえる機会になりますので、学校全体で共通理解に立って取り組むことが大切です。

<始業式・入学式までに学校全体で確認しておくこと>

【児童生徒のことについて】

- ☐ 児童生徒の体調や様子（ここ数日の様子と当日の朝、健康や安全面における留意点）
- ☐ 昨年度までの行事への参加の様子から予測されること

【式の前までのことについて】

- ☐ 式のプログラム、時間、会場レイアウト
- ☐ 当日の朝の動き（登校の仕方、待機場所と過ごし方、交流学級とのかかわり、トイレ）
- ☐ 入退場時の移動経路、移動方法
- ☐ 並び順、座席の位置、前後左右の児童生徒の確認
- ☐ 入学式での呼名者、呼名の仕方、返事の仕方

【式の最中のことについて】

- ☐ 式中の具体的な支援や配慮
（場面（起立、礼、着席、唱歌、待つ）に合わせた言葉かけ、場所の目印や指示カードなどのツール）
- ☐ パニックや発作など、ハプニング時の対応、支援
（休憩や退場の仕方、移動場所、サポートする教員）
- ☐ 式での付き添い、一日を通しての役割分担（特別支援学級担任、交流学級担任、養護教諭、その他の教員）
- ☐ 保護者の動き（担任への体調等の連絡、保護者の座席の位置、必要に応じた対応）

【式が終わってからのことについて】

- ☐ 式後の動き、学級での指導（学級に戻ってからの活動、担任の自己紹介と抱負、当面の予定、教科書や学級通信等の配付物）

本人や保護者とも当日の動きや対応について確認しておくことが大切です

見通しがもてなかったり予定が変更になったりすると、パニックになる児童生徒もいます。すぐその場から離すだけでなく、その場で落ち着ける方法を考えておくことも大切です。

また、式の前に、児童生徒に会場を見学できるようにして座席等を確認したり、簡単な動きをリハーサルしたりしておく、不安が少なくなることがあります。前担任や保護者から具体的な対応について聞いておくことが必要です。

保護者の中には、特別支援学級への入級に、内心複雑な思いを抱いている場合もあります。交流学級や学年の動きなどについてもお知らせしながら対応しましょう。

始業式や入学式での配慮は、他の行事や集会などにおいても、引き続き大事にしていきたい内容です。集団での活動が苦手な児童生徒に対しては、決して無理をさせることのないように留意する必要があります。様々な場面をとらえ、その児童生徒にとっての課題の緩和・調整・回避の対応の仕方について考えていきましょう。



2 特別支援学級について

(1) 特別支援学級とは

① 関係法令

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項に基づき、障がいがあるため、通常の学級では適切な教育を受けることが困難な児童生徒のために、特別に編制された学級です。

学校教育法第81条

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

② 対象

特別支援学級において教育を受ける対象となる障がいの種類と程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長第756号通知（次ページ参照））に示されています。特別支援学級において教育を受けることが適当と認める場合にも、その障がいの程度に該当するだけでなく、本人の障がいの状態、教育上必要な支援の内容や地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して総合的に判断する必要があります。

「教育支援の手引－障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続について－」

（平成26年3月 山形県教育委員会）より

【参考】平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長第756号通知

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

1 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

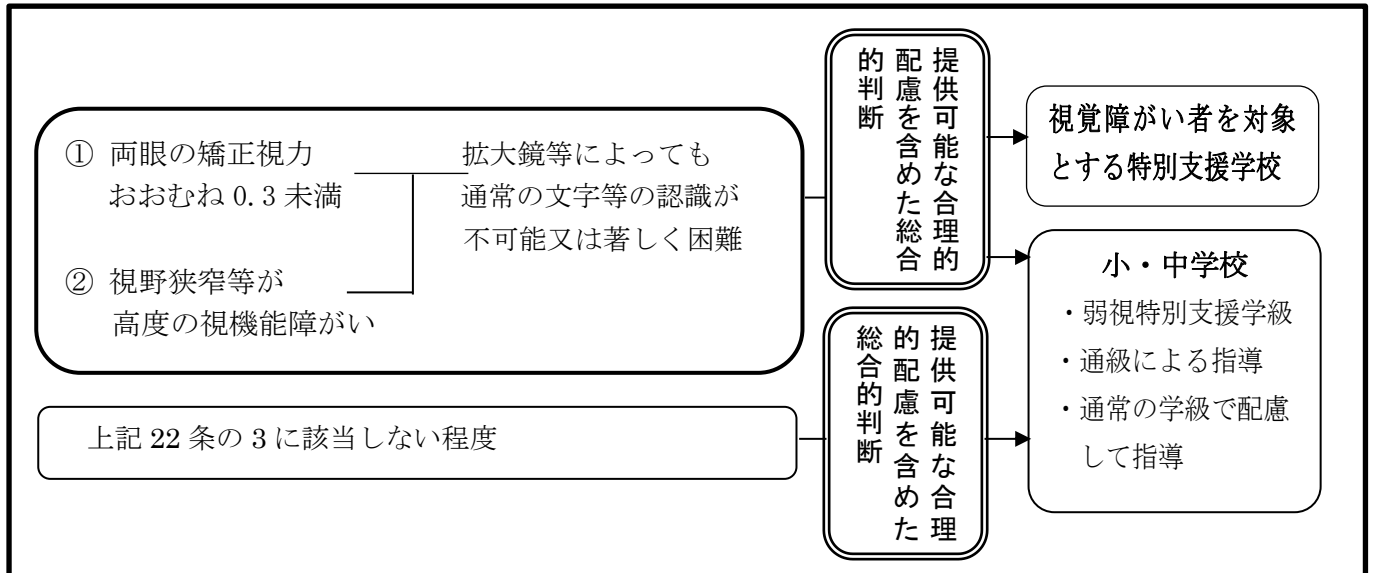
「障害のある児童生徒等に対する早期から一貫した支援について（通知）」より

【参照】文部科学省ホームページ

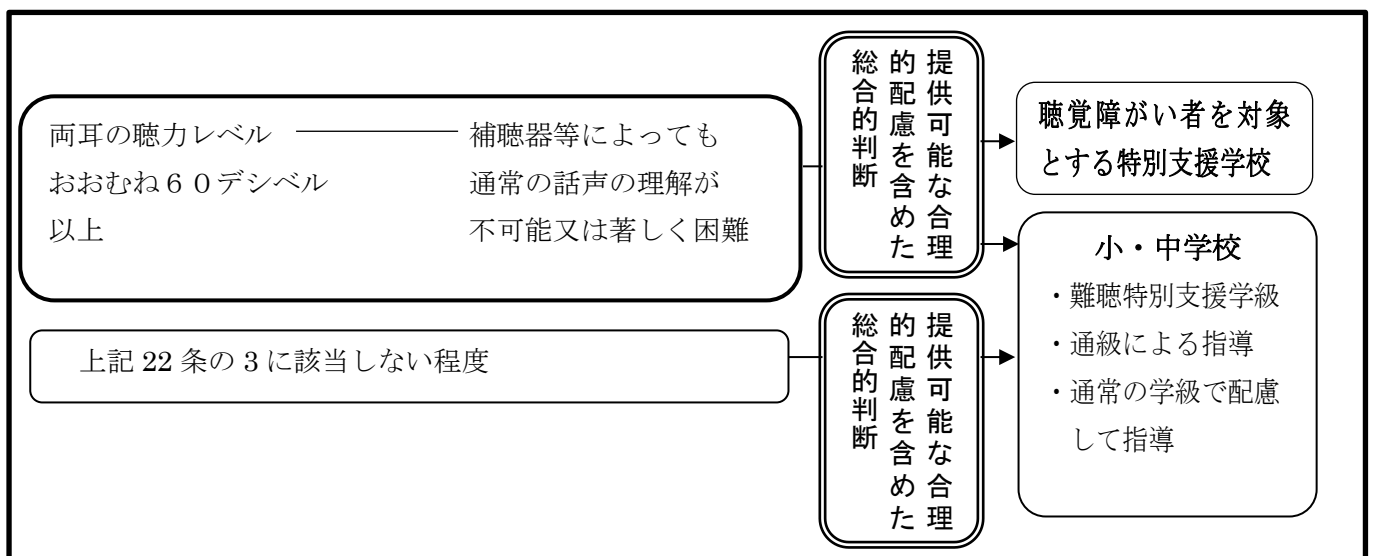
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

山形県では、特別支援学級の対象について、「教育支援の手引ー障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続についてー」（平成26年3月 山形県教育委員会）において、以下のよう
に示されています。

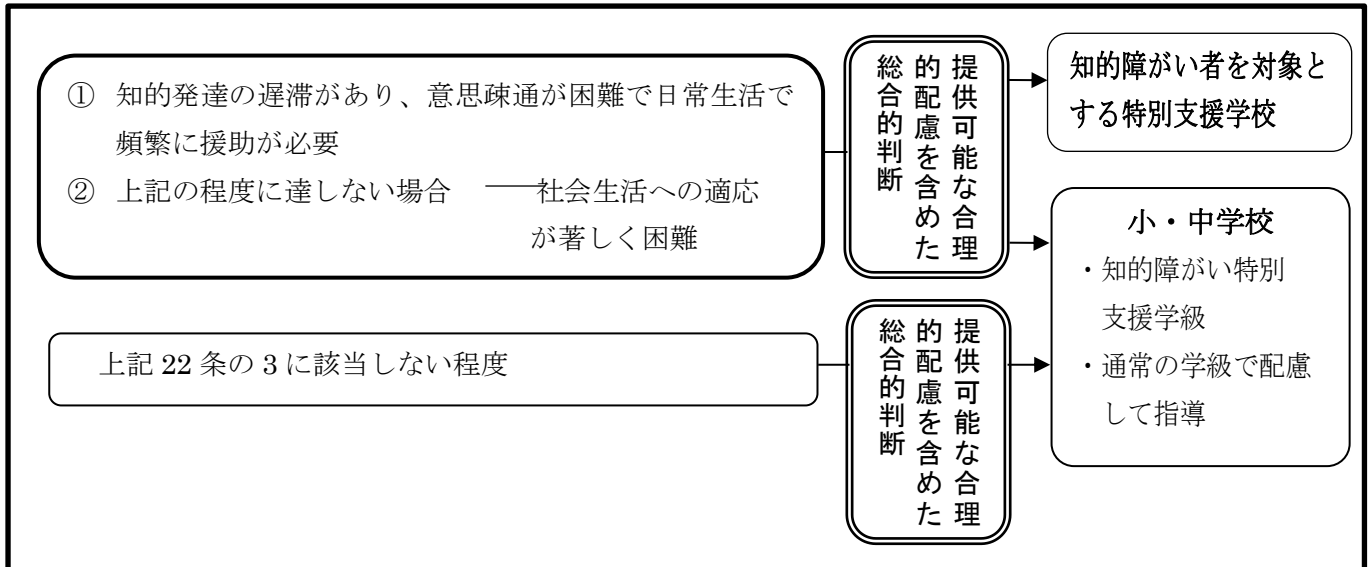
<視覚障がい>



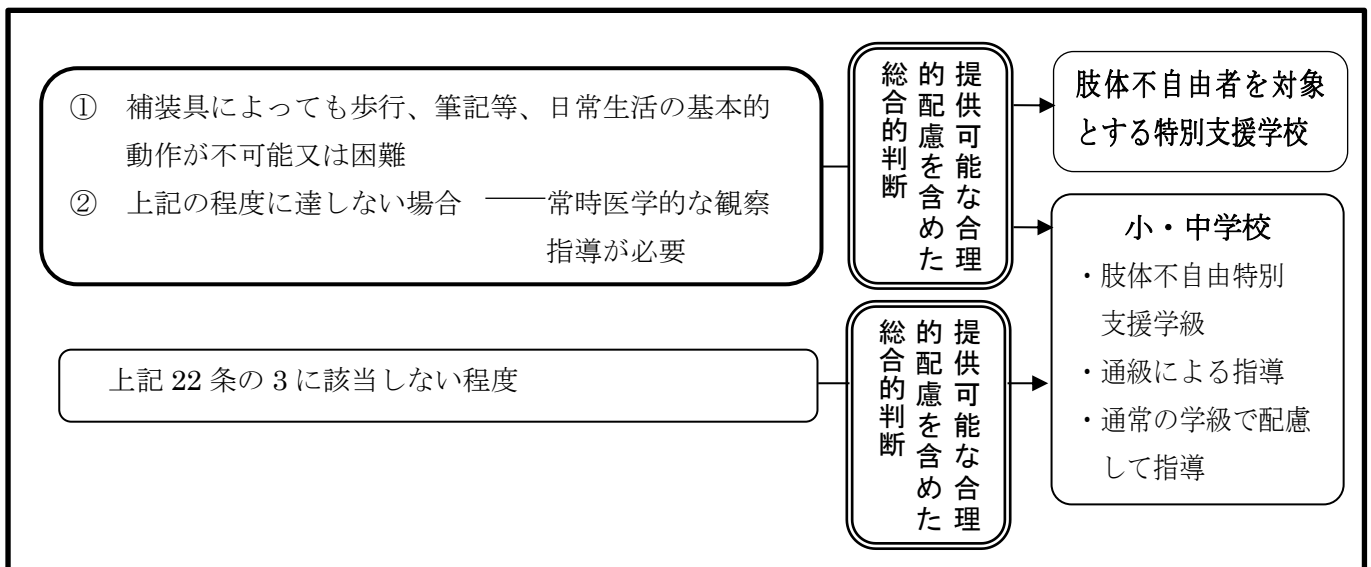
<聴覚障がい>



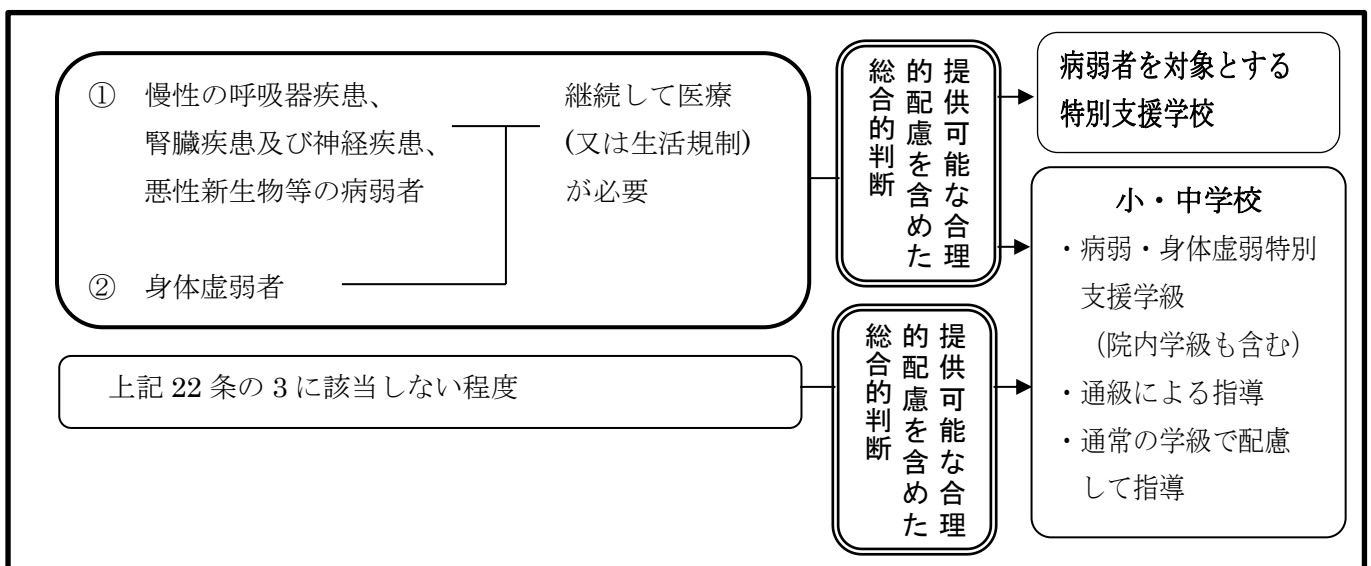
<知的障がい>



<肢体不自由>



<病弱・身体虚弱>



<自閉症・情緒障がい>

① 自閉症又はそれに類するもの

他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度

提供可能な合理的配慮を含めた総合的判断

自閉症・情緒障がい
特別支援学級

通級による指導
通常の学級で配慮して指導

【備考】 「それに類するもの」とは、知的障がいを伴わない自閉症と同様の行動特性を有するが、言葉の発達の遅れが目立たないアスペルガー症候群等。

② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもの

社会生活への適応が困難である程度

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度

提供可能な合理的配慮を含めた総合的判断

自閉症・情緒障がい
特別支援学級

通級による指導
通常の学級で配慮して指導

【備考】 「主として」とは、他の障がいによるものではなく、心理的な要因によるものを中心とするという意味。

③ 知的障がいや病弱を伴う
自閉症・情緒障がい

提供可能な合理的配慮を含めた総合的判断

障がいの状態及び程度等に応じて、

- 知的障がいを伴う場合は、知的障がい者を対象とする特別支援学校、知的障がい特別支援学級又は通常の学級で配慮して指導
- 病弱を伴う場合は、病弱者を対象とする特別支援学校、病弱・身体虚弱特別支援学級又は通級による指導、通常の学級で配慮して指導

【備考】 知的障がいを伴う自閉症・情緒障がいの場合は、知的な遅れに対応したカリキュラムが必要なことから、知的障がい特別支援学校又は知的障がい特別支援学級での教育が基本となる。また、病弱を伴う自閉症・情緒障がいの場合は、病状に応じた支援が欠かせないことから、病弱特別支援学校又は病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導での教育が基本となる。

(2) 特別の教育課程について

最初に、小学校と中学校の教育課程について、どのような教科等で編成するのかを確認しましょう。



教育課程の編成について、法令上は次のように規定されています。

学校教育法施行規則 第五十条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

学校教育法施行規則 第七十二条

中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。



特別支援学級は、小・中学校の学級の一つですから、教育課程は原則、上記の各教科等によって編成することになります。

そのことをしっかりと踏まえて、次に示す**特別支援学級における特別の教育課程**について、確認していきましょう。

それでは、特別支援学級における**特別の教育課程**について、どのように規定されているのか確認していきましょう。



① 法令

学校教育法施行規則 第百三十八条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要のある場合は、(中略) **特別の教育課程によることができる。**

② 小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108、中：p106）

② 特別支援学級における特別の教育課程

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動を取り入れること。**

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、**実態に応じた教育課程を編成すること。**

③ 実態に応じた教育課程を編成すること

小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p109、中：p108）

学級の実態や、児童生徒の障害の状態を考慮の上、

- 各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、
- 各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級は小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。

その上で、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したり観点から、**理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し、改善する上でも重要**である。

学習指導要領から、次のような教育課程が考えられます。



知的障がいのない特別支援学級の場合

難聴
弱視
肢体不自由
病弱・身体虚弱
自閉症・情緒障がい

＜教育課程の例＞

学年相応の教科等＋自立活動

学年相応の教科等＋下学年の教科等＋自立活動

下学年の教科等＋自立活動

確認！

下学年の教科等の目標及び内容を扱うとは・・・

知的障がいのない特別支援学級ですから、知的な遅れがあるからという理由で下学年の内容を扱うということはできません。

では、下学年の教科等を扱うのはどのような場合でしょうか。例えば、入院等で学習空白ができてしまい、下学年の教科等を扱わなければならないというような場合が考えられます。また、障がいの特性から集中できる時間が短く学習進度が遅れてしまい、一部の教科について下学年の内容を扱わなければならない場合もあるかもしれません。

下学年の教科等を取り入れる場合には、児童生徒の学習状況をしっかりと把握して、何の教科等のどの内容を扱うのか検討する必要があります。

知的障がい特別支援学級の場合

＜教育課程の例＞

学年相応の教科等＋下学年の教科等＋自立活動

下学年の教科等＋自立活動

知的障がい特別支援学校の各教科等＋自立活動

確認！

知的障がい特別支援学校の各教科等を扱う場合は・・・

特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（平成30年3月）

第4章 知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に示されている各教科の目標及び内容を取り入れることになります。

「知的障がい特別支援学級だから、知的障がい特別支援学校の内容を取り入れればいい」というわけではありません。小・中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容とのつながりをしっかりと踏まえて、児童生徒の学習状況はどの段階にあるのかを検討することが大切です。

(3) 自立活動

自立活動は、特別支援教育に特別に設けられており、以下の目標と内容で指導を行います。

① 自立活動の目標と内容

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】（第7章 自立活動 p199）

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理したものです。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものです。特に教育課程の中に位置付けて指導する時間を設けて行う指導を「自立活動の時間における指導」といいます。「自立活動の時間における指導」の授業時数は、児童生徒の障がいの状態に応じて適切に定めることとなっています。各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に標準として示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようになっています。ただし、必要だからといって、時間を増やしすぎて児童生徒の負担にならないようにすることが大切です。

自立活動編 p45～46を
ご覧になって確認してください。

② 自立活動の指導と個別の指導計画

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】（第1章 総則 第2節の2の（4）p62）

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、「自立し社会参加する資質を養うため」に行うこととされ、それぞれの児童生徒の障がいの状態や発達段階等について的確に把握し、指導の目標及び指導内容を明確にするために、個別の指導計画を作成します。

自立活動の時間における指導は、自立活動の指導の言わば要となる重要な時間ですが、自立活動の時間のみで自立活動の指導が全て行われるものではありません。学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、各教科等と密接な関連を保つことが強調されています。

個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画に基づき、適切に実践していきます。個別指導の形態で行われることが原則ですが、指導目標を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することもあります。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分に留意することが重要です。



③ 個別の指導計画の作成と内容

特別支援学級においても、以下の点に留意して、具体的な目標や指導内容を設定することが求められています。特別支援学校学習指導要領解説自立活動編第3章「自立活動の意義と指導の基本」には、児童生徒の障がいの状態を踏まえた具体的な指導内容例と留意点が示された図2（流れ図p28）が記載されていますので、参考にしてみましょう。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】

（第7章第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱いp200）

i) 指導目標の設定

2(2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。
 その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

ii) 個別の指導計画作成に当たっての配慮点（第7章第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い2(3)）

- ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
- イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
- ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
- エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
- オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
- カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。



<実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）>

学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	
事例の概要	

学習指導要領解説 自立活動編 p 107 参照

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

情報収集の段階

◎できないことにばかり注目するのではなく、できることにも注目する。

①実態把握の観点

・障害の状態 ・発達や経験の程度 ・興味関心 ・生活や学習環境

②実態把握の具体的な内容

・病気等の状態 ・生育歴 ・基本的な生活習慣 ・人やものとの関わり
 ・心理的な安定の状態 ・コミュニケーション ・対人関係や社会性 ・身体機能 ・視機能
 ・聴覚機能 ・知的発達や身体発達 ・興味関心 ・障害理解 ・学習上の配慮、学力
 ・施設、設備、補助用具 ・進路 ・家庭、地域

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
収集した情報の整理の段階					
◎自立活動の区分に即して整理し、偏ることなく全体像を捉えて整理					

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

学習上又は生活上の困難の視点で整理する

◎学習上又は生活上の難しさだけでなく、既にできていること、支援があればできることも記載する。

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

生活年齢や〇年後の姿の観点から整理する

◎生活年齢や学校で学ぶことができる残りの年数を視野に入れて整理

実態把握

指導すべき課題の整理

③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

課題を抽出する段階

◎整理した情報の中から課題を抽出

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

中心的な課題を導き出す段階

◎抽出した課題同士の相互関連を検討し課題を整理

自立活動編 p109 参照

⑤ ④に基づき設定した指導目標（ねらい）を記す段階

課題同士の関係を整理
する中で今指導すべき
目標として

◎自立活動の指導の効果を高めるために、学年等の長期的な目標とともに、当面の短期的な目標を定める。

指導目標（ねらい）の設定

自立活動編 p109 参照

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

指導目標を達成するた
めに必要な項目の選定

必要項目の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

◎自立活動の内容6区分27項目から必要な項目を選定する。
◎現在の状態に着目するだけでなく、そこに至った原因や背景を明らかにし、障害による学習上又は生活上困難の改善・克服を図るようにする。

項目間の関連付

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

◎ポイントに沿って、根拠をもって項目同士を関連付け

文例：「⑤の指導目標を達成するためには、こんな力を育てる必要がある。したがって、区分〇〇〇の項目〇〇と区分□□□の項目□□とを関連付けて指導する。」

↓
「他者からの助言を受け入れることができるために」(心)(1)と(人)(1)と(コ)(2)を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア、⑧イである。

自立活動編 P111～118 参照

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関
連付けて具体的な
指導内容を設定

指導内容の設定

ア	イ	ウ	エ	オ
◎具体的な指導内容を設定する際の配慮事項 ①主体的に取り組む指導内容 ②改善・克服の意欲を喚起する指導内容 ③発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容 ④自ら環境と関わりあう指導内容 ⑤自ら環境を整える指導内容 ⑥自己選択・自己決定を促す指導内容 ⑦自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容				

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）

④ 知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導

知的障がい者である児童生徒には、全般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障がいに随伴して見られます。知的障がい特別支援学級の児童生徒の場合も、そのような障がいによる困難の改善・克服を図るためには、各教科の指導はもちろん、自立活動の指導を効果的に行う必要があります。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態とは、例えば、言語面では、発音が明瞭でなかったり、言葉と言葉を組み立てて話すことが難しかったりすることなどです。運動や動作面では、走り方がぎこちなく、安定した姿勢を維持できないことや衣服のボタンを掛け合わせることが思うようにできないことなどです。情緒や行動面では、失敗経験が積み重なったことにより、何事に対しても自信がもてないことから、新しいことに対して不安を示したり、参加できない状態であったりすることなどです。このような状態等に応じて、自立活動の指導が必要となります。

教科別の指導においては、教科の目標を達成するための時間であるため、自立活動としての指導目標を設定して指導を行うというより、自立活動の時間における指導を参考に配慮や手立てを行うことと考えます。特別の教育課程を編成し、各教科等と自立活動を一部又は全部について合わせて指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要があります。（学校教育法施行規則第 130 条第 2 項の規定による）



(4) ア 弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級

① 特別の教育課程と指導上の配慮

※特別の教育課程については、ハンドブックp16～18参照

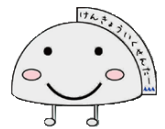
(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）では、『児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う』ことをねらいとした、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定しています。

自立活動においてどのような指導が必要なのかを考えるに当たっては、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（小学部・中学部）」に、
 具体的指導内容例と留意点が示されていますので、
 参考にしましょう。以下に、その一部を紹介します。

自立活動の指導については、
 ハンドブックp19～23を参照ください。

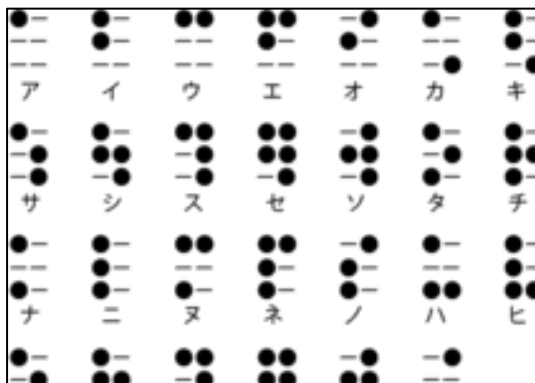


＜特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 【具体的指導内容例と留意点】より＞

＜視覚障がい＞

「6 コミュニケーション (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること」
 p98より抜粋

弱視の幼児児童生徒の場合、自分にとって学習効率の良い文字サイズを知り、拡大文字の資料を必要とする場合などに、コンピュータの拡大機能などを使って、文字サイズ、行間、コントラスト等を調整し読みやすい資料を作成できるよう指導することが大切である。また、進行性の眼疾患等で普通の文字を使用した学習が困難になった場合は、適切な時期に使用文字を点字に切り替える等、学習効率を考えた文字選択の配慮が必要である。



点字

＜聴覚障がい＞

「4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること」 p 74 より抜粋

聴覚障害のある幼児児童生徒の場合、補聴器等の装用により、保有する聴力を十分に活用していくための指導が必要である。さらに、場所や場面に応じて、磁気ループを用いた集団補聴システム、FM電波や赤外線を用いた集団補聴システム又はFM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにすることが大切である。



補聴援助システム機器
※補聴器だけでは聞き取りが
難しい状況において有効

＜肢体不自由＞

「5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること」 p 84 より抜粋

肢体不自由のある幼児児童生徒の場合、基本動作が未習得であったり、間違って身に付けてしまったりしているために、生活動作や作業動作を十分に行うことができない場合がある。そこで、個々の幼児児童生徒の運動・動作の状態に即した指導を行うことが大切である。

例えば、全身又は身体各部位の筋緊張が強すぎる場合、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態をつくりだしたりすることができるような指導が必要である。

＜病弱＞

「1 健康の保持 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること」 p 54 より抜粋

糖尿病の幼児児童生徒の場合、従来から多い1型とともに、近年は食生活や運動不足等の生活習慣と関連する2型が増加している。そのため、自己の病気を理解し血糖値を毎日測定して、病状に応じた対応ができるようにするとともに、適切な食生活や適度の運動を行うなどの生活管理についても主体的に行い、病気の進行を防止することが重要である。

＜自閉症＞

「3 人間関係の形成 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること」 p 69 より抜粋

自閉症のある幼児児童生徒の場合、言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の思いや感情を読み取り、それに応じて行動することが困難な場合がある。また、言葉を字義通りに受け止めてしまう場合もあるため、行動や表情に表れている相手の真意の読み取りを間違えることもある。そこで、生活上の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、相手の立場や相手が考えていることなどを推測するような指導を通して、他者とかかわる際の具体的な方法を身に付けることが大切である。

＜情緒障がい＞

「2 心理的な安定 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること」 p 63 より抜粋

選択性かん黙のある幼児児童生徒の場合、特定の場所や状況等において緊張が高まることなどにより、家庭などではほとんど支障なく会話ができるものの、特定の場所や状況では会話ができないことがある。こうした場合、本人は話したくても話せない状態であることを理解し、本人が安心して参加できる集団構成や活動内容等の工夫をしたり、対話的な学習を進める際には、選択肢の提示や筆談など様々な学習方法を認めたりするなどして、情緒の安定を図りながら、他者とのやりとりができる場面を増やしていくことが大切である。



次のページから、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」p 164～167に示されている、「高機能自閉症」の流れ図の例を載せています（「視覚障がい」「聴覚障がい」「肢体不自由」「病弱」の例については、「自立活動編」を参照ください）。

視覚障がい…p 128～131

聴覚障がい…p 132～135

肢体不自由…p 140～143

病 弱…p 144～147

流れ図の例についての詳しい説明は、自立活動編に示されていますので、どのような考え方で実態把握から具体的な指導内容を設定していくのかを、自立活動編で確認ください。

【参考】高機能自閉症の流れ図の例（「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」より）

学部・学年	小学校・第5学年
障害の種類・程度や状態等	高機能自閉症 知的発達に遅れはなく、他者の意図や感情の理解が苦手である。
事例の概要	人との関わりへの自信と意欲を取り戻し、コミュニケーションの力を高める指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

- ・ 教科学習の内容はおおむね定着しているが、場面から登場人物の心情を推察することは苦手としている。4年生で「ごんぎつね」の学習をした時には、「ごんぎつねは悪いことばかりをしていたので、兵十に退治された」と主張した。
- ・ 忘れ物はほとんどなく、宿題は丁寧に仕上げてくる。
- ・ 係活動では進行表があれば、司会を上手に務めることができた。その後、次第に進行表がなくてもできるようになった。
- ・ 最近になってエプロンの紐を後ろで結ぶことや、髪を一人で洗ったり後ろで束ねたりすることが、家庭でできるようになった。
- ・ 急に寒くなっても薄着のまま登校するなど、暑さや寒さなどの感覚が他の児童と違うと感じる場面がある。
- ・ とめはねはらいを強調した独特の字を書く。
- ・ 学級の友達に「その服、似合っていないね」と言っても、相手を泣かせたことがあった。その場では謝っていたが、相手を傷つけるようなことを言ってしまったということが理解できないようで、後で「ほんとうのことを言っただけ」と日記に書いていた。
- ・ 普段の生活ではあまりトラブルを起こすことはない。
- ・ 低学年の頃は休み時間等にクラスメイトと遊ぶ場面が見られたが、最近では一人で図書室に行って好きな本を読んでいることが増えてきた。
- ・ 自分の興味・関心に従い、クラスメイトがあまり興味のない内容の話をして聞いてくれないことがあり、「この頃、仲間外れにされている」と訴えてきたが、友達が使う流行語なども分からないようだった。

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・ 寒暖に合わせて服装を調節することはできない。	・ 友達とうまく関わられていないことを自覚していて、不安が強くなってきている。	・ 相手の表情や態度から総合的に判断するのではなく、言葉や文字情報に依存して判断する傾向がある。	・ 視覚面では全体より部分を細かくとらえる傾向がある。 ・ 気温の変化を感じ取ることは苦手である。	・ 指先の巧緻性が徐々に身に付いてきている。	・ これから思春期に向かうが、その年齢に応じたコミュニケーション能力はまだ身につけていない。

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

- ・ 学習上の困難は主として心情理解が困難であることに起因しており、教科学習全般には意欲的でありよく理解している。（人）
- ・ 普段の人間関係において、相手の心情理解が不十分なことによる困難が増しつつある。状況に応じて周囲の人の気持ちを推測することができないことや、興味・関心が同年代の子供と異なるために、すれ違いが大きくなってきている。（人、コ）

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

- ・ 低学年の時に仲の良かった友達とも距離ができたことを感じていて、今後ますます一人になりそうなことを心配している。（心）
- ・ 母親も仲の良い友達がいないことを聞き、心配している。今後、思春期を迎えるにあたり、対人関係が大きな課題となることに不安を感じている。（人、コ）
- ・ 人間関係が複雑になる中学、高等学校生活の前に、苦手なことや不安なことを相談する力を育てていく必要がある。（コ）

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- ・ 周囲の様子や相手の表情、声の調子など、多くの情報を統合し、状況や心情を推測することが難しい。（人）
- ・ コミュニケーションを続けるための言葉や動作、援助の求め方、相談の仕方などの基本的なコミュニケーションの能力が不十分である。（コ）
- ・ 人と関わる自信と意欲の低下が見られる。（心）
- ・ 年齢相応に身の回りを整えるためには、手先の巧緻性を高めていく必要がある。（身）

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階
・ 心情や状況の理解に関しては、未発達な面もあるが、論理的に説明することで理解できることもあるので、理解が進むことは期待できる。現段階では、人との関わりへの自信と意欲を失いつつあること、体験的に学んでいくことが般化には必要であることから、興味・関心が共通している同年代の友達と協力して活動する中で、まずは、人と関わることへの自信や意欲を育てていく。その際、個別指導で基礎的なコミュニケーションスキルを学び、同年代の小集団においては、複数の教師による指導体制により、場に応じた言動を考え適切なやりとりができるようにすることで、心情や状況の理解を促す。 ・ 暗黙の了解として社会的に通用していることが分からない場合は、「分かっているはず」と片付けずに、丁寧に説明をすることで理解を促す。その際、自ら分からないことを質問したり、助けを求めたりする力も併せて育てる。 ・ 身体の動きに関しては、発達段階を考え、興味のもてることや趣味、余暇、年齢相応の身だしなみなどにつながることを通して、巧緻性を高める。

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	・ 誘う、断る、励ます、説明する、質問するなど、人と関わるために必要なコミュニケーションの仕方を知り、通級指導担当の教師に対して、相手の心情を考えて使用すると共に、手先の巧緻性を高め、髪の毛や衣服の紐や留め具を一人で整えることができる。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		1) 情緒の安定に関すること。 2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	(2)他者の意図や感情の理解に関すること。		(3)日常生活に必要な基本動作に関すること。	2)言語の受容と表出に関すること。 5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
・ 安心できる環境で体験的に学ぶことが有効なので、(心) (1) と (人) (2) と (コ) (5) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧アである。 ・ 情緒の安定を図りながら手先の巧緻性を高められるように、(心) (1) と (身) (3) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧イである。 ・ 自己理解を高め、主体的に相談するスキルを身に付けるために、(心) (1) (2) と (コ) (2) (5) を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウである。

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階		
	ア 少人数の安心できるグループで、人と関わる自信と意欲を育てながら、話し合ったり協力したりしながら進める課題に取り組む。	イ 思いや願いを引き出しながら、年齢に見合った身だしなみや制作（裁縫など）など、手先の巧緻性を高める課題に取り組む。	ウ 一週間の出来事をシンボルや簡単な絵などで視覚化しながら聞き取り、気持ちや状況を整理しながら言語化する。

図 14 高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む）

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えるなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

弱視、難聴、肢体不自由、病弱や身体虚弱、自閉症や情緒障がいのある児童生徒は、原則として小・中学校学習指導要領に示されている教科の目標及び内容を学習します。ただし、なお、指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては、児童生徒の障がいの状態や特性等を十分に考慮し、配慮する必要があります。

「小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 各教科」
「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」

に、配慮事項やその例が示されていますので、参考にしましょう。

以下に、配慮すべきことや具体例の一部を紹介します。



＜小・中学習指導要領 各教科解説より＞

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 国語（p160）



＜国語＞
読む部分だけが見えるスリット

実験「磁石に付く物と付かない物を調べよう」

1 準備する（先生の机から一つずつ持ってくる）

- ・磁石
- ・調べる物
 - 鉄くぎ
 - 針金
 - アルミホイル

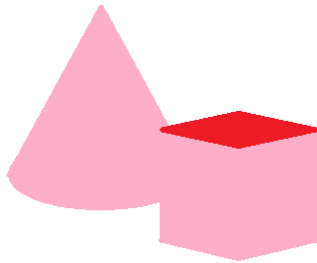
＜理科＞
実験の目的や手順を視覚的に表したプリント（一部）

実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮が考えられる。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 理科（p97）

空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 数学（p 165）



＜数学＞
立体模型



＜社会＞
注目する場所を限定
した地図

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 社会（p 174）

＜特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第3章より＞

※ 各教科等編は、特別支援学校を対象とした学習指導要領ですので、自閉症や情緒障がいについての配慮事項は示されていません。

＜視覚障がい＞各教科等編（p 3～7）

- ① 的確な概念の形成と言葉の活用
観察や操作活動などの直接体験や見学などの体験的な学習
- ② 文字の読み書きの指導
文字（漢字）の指導、様々な書式への対応、視覚補助具の活用
- ③ 指導内容の精選等
基礎的・基本的な事項から習得
- ④ 情報機器や教材等の活用
コンピュータ、拡大教材、弱視レンズ、書見台、照明器具等
- ⑤ 見通しをもった学習活動の展開
場の状況や活動の過程等を的確に把握できる配慮



書見台



弱視レンズ

<聴覚障がい>各教科等編（p 7～11）

- ① 言語概念の形成と思考力の育成
国語科を中心とした言語指導、言葉で考える指導の工夫
- ② 読書に親しみ書いて表現する態度の育成
読書や書くことに対する意欲や興味・関心の的確な把握
- ③ 言葉による意思の相互伝達
音声、文字、手話、指文字等の適切な選択・活用
- ④ 保有する聴覚の活用
定期的な聴力測定、適切なフィッティングの状態等の確認
- ⑤ 指導内容の精選等
基礎的・基本的な事項に重点、興味・関心のある事項を優先
- ⑥ 教材・教具やコンピュータ等の活用
視覚的に情報を獲得しやすい視聴覚教材や情報機器等の使用



手話

<肢体不自由>各教科等編（p 11～15）

- ① 「思考力、判断力、表現力等」の育成
体験的な活動を通じた言葉の意味づけや言語概念等の形成
- ② 指導内容の設定等
指導内容の取扱いに軽重をつけた効果的な指導計画の作成
- ③ 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫
椅子や机の位置及び高さなどの調整、課題提示等の工夫
- ④ 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用
自立活動の指導との関連を図りながら適切に活用
- ⑤ 自立活動の時間における指導との関連
学習上の困難の理解と改善・克服に向けた指導への配慮



カットアウトテーブル

<病弱>各教科等編（p 15～19）

- ① 指導内容の精選等
指導内容の連続性に配慮、各教科等相互の関連を図る
- ② 自立活動の時間における指導との関連
健康状態の維持・管理、改善等に関して自己理解を深める
- ③ 体験的な活動における指導方法の工夫
直接体験、間接体験、疑似体験、仮想体験等の工夫
- ④ 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用
児童生徒の身体活動の制限等の状態に応じた工夫
- ⑤ 負担加重とならない学習活動
個々の病気の特性や状態を考慮した適切な学習活動量と対応
- ⑥ 病状の変化に応じた指導上の配慮
姿勢の変換や適切な休養の確保



タブレットPC



休憩用ベッド

同じ障がい名、疾患名でも、その状態像は一人一人違います。児童生徒個々に応じて、必要な配慮を検討しましょう。



「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)も参考にしてみましょう。

※「教育支援資料」は文部科学省のホームページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

教育支援資料

検索



小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）では、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えるなどして、実態に応じた教育課程を編成することが規定されており、児童生徒の障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科の目標や内容を下学年の各教科の目標や内容に替えることができます。

ただし、当該学年の目標及び内容を取り扱うことが難しいから下学年に替えるという考え方ではなく、児童生徒が現在までに達成している目標と、次に達成を目指す目標を見極める視点をもつことが重要です。

各教科等の目標及び内容を下学年のものに替えることについては、その後の児童生徒の学習の在り方を大きく左右しますので、慎重に検討を進めましょう。



(4) イ 知的障がい特別支援学級

① 特別の教育課程について

※特別の教育課程については、ハンドブックp16～18参照

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）では、『児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達のための基盤を培う』ことをねらいとした、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定しています。

自立活動においてどのような指導が必要なのかを考えるに当たっては、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（小学部・中学部）」に、具体的指導内容例と留意点が示されていますので、参考にしましょう。以下に、その一部を紹介します。

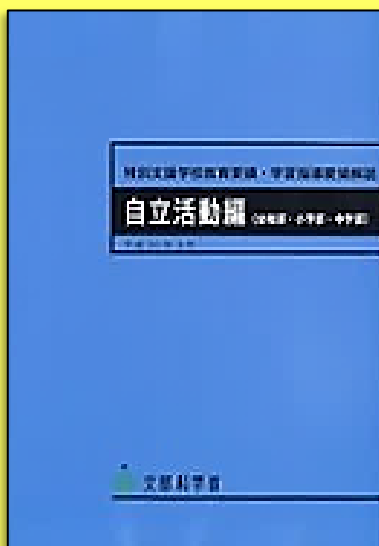
自立活動の指導については、
ハンドブックp19～24を
参照ください。



＜特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 【具体的指導内容例と留意点】より＞

「3 人間関係の形成 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること」 p70より抜粋

知的障害のある幼児児童生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。このような場合は、まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己に肯定的な感情を高めていくことが大切である。



次のページから、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」p136～139に示されている、「知的障がい」の流れ図の例を載せています。

流れ図の例についての詳しい説明は、自立活動編に示されていますので、どのような考え方で実態把握から具体的な指導内容を設定していくのかを、自立活動編で確認ください。

【参考】知的障害の流れ図の例（「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」より）

学部・学年	中学部・第2学年
障害の種類・程度や状態等	知的障害の程度は、言葉による意思疎通が困難、日常生活面など一部支援が必要
事例の概要	学習場面の中で落ち着いて順番を待ったり、ルールを守ったりすること等の社会性の獲得を目指した指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

- ・ 基本的な生活習慣はほぼ自立している。
- ・ 見通しのもてる活動には集中して取り組むことができる。
- ・ 音声言語は不明瞭で、発声や指さし、身振りやしぐさ、絵カード等で簡単なコミュニケーションをとろうとすることが見られるが、何を伝えたいのか曖昧なときが多い。
- ・ 集団での学習場面において順番を待つなどの、ルールや決まり事を守ることが難しい。
- ・ 自分の気持ちや思いを一方的に通そうとする場合がある。

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・ 健康状態は良好で、生活のリズムは確立している。	・ 新しい場所や活動には不安になりやすく、積極的に取り組むことはあまり見られないが、見通しがもてるようになると自分から取り組むことができる。 ・ 自分の思い通りにならないと情緒が不安定になり、混乱する場合がある。	・ 特定の教師とのかかわりが中心である。 ・ 集団から孤立していることが多い。 ・ 友達と協力して活動することが難しい。	・ 絵カードに強い興味を示すなど視覚優位の側面が見られる。	・ 動作模倣ができる。 ・ 粗大運動などの、運動機能に顕著な課題は見られないが、滑らかな動作が難しく、ぎこちなさや不器用さが見られる。	・ 発声や指さし、身振り等で自分の要求を伝えようとする。 ・ 音声言語による簡単な指示を理解することができる。

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

- ・ 相手に意思を伝えようとするが、十分に伝わらず情緒が不安定になることがある。
- ・ 多くの人との関わりの中で様々な体験をして、活動範囲を広げ、できることを増やしてほしい。
- ・ 気に入った活動があると集団の中で簡単なルールや順番を守ることができず、トラブルになることがある。
- ・ 絵カード等は有効ではあるが、理解できるカードがまだ少ない。

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

- ・ 将来、集団生活を送るために、集団の中でのルールや約束事を守って過ごすことができること。
- ・ 円滑なコミュニケーションが成立するコミュニケーション手段を獲得し、良好な人間関係を構築できるようになること。
- ・ 自分の思い通りにならなくても我慢したり、自分で気持ちを落ち着かせたりできるようになること。

③ ①をもとに②-1，②-2，②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- ・ 落ち着いて活動に最後まで参加することが難しい。（心，人）
- ・ 円滑なコミュニケーションを成立することが難しい。（心，人，コ）

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階	
- 活動に対して見通しをもてるようにしていくことで、何をすべきかが分かり、落ち着いて活動に参加できると考える。そのためには情緒の安定と他者から指導や助言等を受け入れられる人間関係を形成していく必要がある。 - 円滑なコミュニケーションが成立することにより、情緒の安定が図られ、落ち着いて活動に参加できることにつながると考える。 - 他者からの指導や助言等を受け入れられる人間関係の形成を図りながら、集団への参加を促し、様々な経験を重ねる中でルールを守るなどといった社会性を育むことを目指していく。	
課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	教師や友達からの助言等を受けながら、落ち着いて順番を守ることができる。

指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。			(2) 言語の受容と表出に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント	
＜他者からの助言を受け入れることができるために＞（心）（1）と（人）（1）と（コ）（2）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア，⑧イである。 ＜ルールや順番を守ることができるようにするために＞（心）（2）と（人）（2）と（コ）（2）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア，⑧イである。 ＜集団活動へ参加できるように＞（心）（1）（2）と（人）（1）（4）を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が、⑧ア，⑧イである。 ＜簡単なやりとりが成立するために＞（人）（1）と（コ）（5）とを関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウ，⑧エである。	

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階		
	ア 学習場面で、他者の助言を受けながら、情緒を安定させて、自分の順番を守れるようにする。	イ 友達を意識して協調的な動作を促す。 ウ 学習場面で、見通しをもてるようにし、順番を守れることを意識できるようにする。	エ 状況に合わせながら、友達に伝えたいことを、絵カードから選択して伝える。

図 7 知的障害

(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

「小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p108 中p109）」参照

小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p109 中p108）には、この規定について以下のように示されています。

学級の実態や児童の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することを規定した。

【参考】

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる

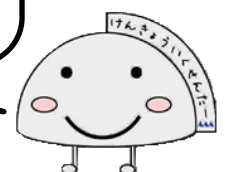
「学校教育法施行規則第126条2」より

その上で、特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、以下のことをおさえておきましょう。

特別支援学級は小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。その上で、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し、改善する上でも重要である。

例えば、知的障がい特別支援学校の中学部の教科「社会」、「理科」及び「職業・家庭」を取り入れた場合、その目標及び内容を、小学部の教科「生活」の目標及び内容によって替えることができます。しかし、学校教育法施行規則に示す教科の名称までを替えることはできませんので、留意しましょう。

「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（小学部・中学部）p335」参照



② 知的障がいのある児童生徒の学習上の特性について

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性として次のようなことが挙げられます。

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しい。
- 成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。
- 抽象的なことは理解しにくい。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p26」参照



このような特性を踏まえた教育的対応の基本（10項目）が「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p27」に示されていますので確認してみましょう。

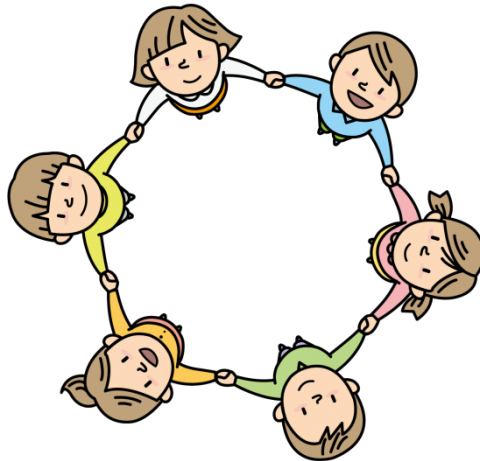
【知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本】

- (1) 児童生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え，育成を目指す資質・能力を明確にし，指導目標を設定するとともに，指導内容のより一層の具体化を図る。
- (2) 望ましい社会参加を目指し，日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能，習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- (3) 職業教育を重視し，将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能，態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に，多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- (4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して，日々の生活の質が高まるよう指導するとともに，よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- (5) 自発的な活動を大切にし，主体的な活動を促すようにしながら，課題を解決しようとする思考力，判断力，表現力等を育むよう指導する。
- (6) 児童生徒が，自ら見通しをもって主体的に行動できるよう，日課や学習環境などを分かりやすくし，規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え，実情的な状況下で指導するとともに，できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
- (8) 児童生徒の興味や関心，得意な面に着目し，教材・教具，補助用具やジグ等を工夫するとともに，目的が達成しやすいように，段階的な指導を行うなどして，児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。

- (9) 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p 27」より抜粋

学習環境面を含めた児童生徒一人一人の確実な実態把握に基づき、このような教育的対応を基本とすることが重要です。



③ 指導の形態について ※ 教育課程と指導の形態は、区別して考えます。

i 教科別に指導を行う場合

教科別の指導を計画するに当たっては、一人一人の児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮した内容を選択・組織することが大切となります。特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）を参考にしてみましょう。

<知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科>

小学部…生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

中学部…国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、必要に応じて外国語

小学部における生活科は、小学校の低学年に生活科が設けられた平成元年以前から位置付いている教科であり、児童に対し、基本的な生活習慣の確立に関すること、遊び、役割、手伝い、きまりなどを含む生活に関することを学習の対象とし、自立への基礎を体系的に学べるように、内容を構成した教科です。

また、小学部の教科には、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、児童の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接かかわったり、気付いたりすることができるように、それらの教科の内容を生活科に包含している特徴があります。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）p23」参照



知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容については、小学校のように学年別に示さずに、段階別（小学部3段階、中学部2段階）に示されています。

学年ではなく、段階別に内容を示している理由は、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障がいの状態や経験等が様々で、個人差が大きいためであり、段階を設けて示した方が、個々の児童生徒の実態等に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからです。

各教科の各段階では、基本的に、知的発達、身体発育、運動発達、生活行動、社会性、職業能力、情緒面での発達等の状態を考慮して、目標を定めており、小学部から中学部へと段階が積み上げられています。

各段階の内容は、各段階の目標を達成するために必要な内容として、個々の児童生徒の生活年齢を基盤とし、知的能力や適応能力及び概念的な能力等を考慮しながら段階毎に配列しています。

児童生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるように配慮する必要があります。そのためには、児童生徒の興味・関心を考慮しつつ、家庭生活に即した活動を取り入れたり、生活に十分生かされるように継続的な取組みにしたりするなど、指導方法を工夫することが大切です。

（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編p23～24参照）

ii 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

<特別の教科 道徳>

障がいのある児童生徒の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずることになりますが、配慮が必要な事項が、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳」(p 192)に示されていますので、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編 第5章 特別の教科 道徳」(p 524～525)と合わせて参考にしてみましょう。



第3章 特別の教科 道徳

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 p 192」より

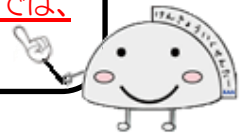


知的障がいのある児童生徒の学習では、個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的实践力を身に付けるよう指導することが大切です。

<外国語活動>

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第4章 外国語活動 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」(p193～196)に示されている目標や内容等を参考にしてみましょう。

特別支援学校学習指導要領の改訂(平成30年度)において、外国語活動は、児童や学校の実態を考慮の上、小学部3学年以上に、必要に応じて設けることができることが新たに示されましたが、知的障がい特別支援学校の各教科等の内容を参考にするとともに、**小学校の知的障がい特別支援学級では、外国語活動を行います**ので、その点に留意しましょう。



ハンドブック「特別の教育課程について」p16参照

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付き、外国語の音声に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第4章 外国語活動 第2款)



外国語活動においても、個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、児童の発達の段階を考慮した内容を工夫しましょう。

※「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第6章 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」(p527～545)には具体例なども示されています。



＜特別活動＞

小学校・中学校の学習指導要領に基づいて、目標や内容、指導計画等を設定しますが、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第6章 特別活動」（p198）、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第8章 特別活動」（p548～549）も参考にしましょう。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々と活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第6章 特別活動）



特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮して、適切に創意工夫する必要があります。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳科、外国語活動、自立活動及び総合的な学習の時間との関連を図るとともに、障がいのある人となんが共に生きる社会の実現に向けて、他の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮することが大切です。



＜自立活動＞ ※ハンドブックp19～24参照

自立活動の時間の指導について、「特別支援学校学習指導要領」及び「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（小学部・中学部）」を確認しましょう。

- (4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

「特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）p62」より

「学校における自立活動の指導は、（中略）自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示しているのは、自立活動の指導の重要性に鑑み、自立活動の時間における指導を中心とし、学校の教育活動全体を通じて指導することの必要性を強調したものである。

つまり、自立活動の時間における指導は、学校における自立活動の指導のいわば要となる重要な時間であるが、自立活動の時間のみで自立活動の指導が全て行われるものではない。自立活動の指導は、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接な関連を保つことが必要である。

「特別支援学校学習指導要領解説 総則編（小学部・中学部）p188」より



知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導を行うにあたり、ハンドブックのp24「(3) 自立活動 4 知的障がいのある児童生徒の自立活動の指導」も確認してください。



iii 各教科等を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条に基づき、知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、**指導の形態として**各教科等を合わせた指導を行う場合があります。

学校教育法施行規則第130条

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきています。

（「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編」p30～36参照）

このことについて、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）」には、次のように示されています。

（オ） 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）p67～68」より

また、「特別支援学校学習指導要領解説（小学部・中学部）総則編（平成30年）」には、各教科等を合わせて指導を行う際に留意すべきこととして、以下のように示されています。

指導を担う教師が教育の内容と指導の形態とを混同し、結果として学習活動が優先され、各教科等の内容への意識が不十分な状態にならないようにしなければならない。つまり、各学校で選択した教育の内容に対する学習を行うために、最適な指導の形態を選択するということを改めて認識した上で、教育の内容に照らした個々の児童生徒の学習評価に努めなければならない。

「特別支援学校学習指導要領解説（小学部・中学部）総則編（平成30年）p331～332」より

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」には、より具体的に留意事項等が示されていますので、確認しましょう。



- 各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立て、各教科等の目標の達成を図る。
- 児童又は生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図る。
- カリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画（Plan）-実施（Do）-評価（Check）-改善（Action）していく。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにする。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した観点で学習評価を行う。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 p30～36」参照



知的障がいがあるからといって、必ずしも各教科等を合わせた指導を行うことが必要というわけではありません。児童生徒の実態に応じて、学習成果が最大限に期待できる指導の形態を考えましょう。

④ 知的障がいのある児童生徒の「総合的な学習の時間」

知的障がいのある児童生徒の総合的な学習の時間の指導を行うにあたり、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間 3」(p197)を参考にしてみましょう。

知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間 3」より

※ 知的障がいのある児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部では、総合的な学習の時間は行いませんが、小学校・中学校の特別支援学級では、総合的な学習の時間を行います。



留意してください

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性※への配慮

※抽象的な内容が分かりにくい。また、学習した知識や技能が断片的になりやすい。

- 実際の生活に関する課題の解決に応用されるようにしていくために、具体の場面や物事に即しながら段階的な継続した指導を行う。
- 各教科等の学習で培われた資質・能力を明確にし、それらを総合的に関連付けながら、個別の指導計画に基づき、児童生徒一人一人の具体的な指導内容を設定していく。
- 主体的・協働的に取り組めるようにするために、個々の児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮しながら、単元等を設定し、児童生徒が自らの課題を解決できるようにする。



「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 第7章 総合的な学習の時間」(p546～547)を確認してみましょう。



3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

- ◎ 今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対する個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成することになっています。



(1) 個別の教育支援計画とは

教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童（生徒）の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童（生徒）の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 113、中学校学習指導要領解説総則編 p 111）

◎ 「個別の教育支援計画」の作成と活用の留意点

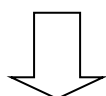
- 教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面から取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用します。
- 実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にします。
- 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全職員が共通理解すべき大事な情報となります。
- 就学前に作成される個別の支援計画を引継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切になります。
- 個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要になります。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 113～114、中学校学習指導要領解説総則編 p 111～112）



個別の教育支援計画を作成するにあたって

障害者の権利に関する条約で提唱された概念である「合理的配慮」の観点を踏まえ、設置者及び学校と本人及び保護者が、可能な限り合意形成を図った上で、個別の状況に応じて合理的配慮について決定し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映されることが期待されています。合理的配慮の提供は本人の意思表示がスタートであることから、個別の教育支援計画との関連を図ることは重要になります。



「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を作成していきます。

「個別の指導計画」については次のページ

(2) 個別の指導計画とは

個別の指導計画は、個々の児童（生徒）の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 114、中学校学習指導要領解説総則編 p 112）



特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の（3）のイ（p68）には以下のように記載されています。

イ 個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。

（ア）児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。（基礎的・基本的な事項）

（イ）児童又は生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの児童又は生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童又は生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第4節の1の（3）に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。（指導方法や指導体制の工夫）



◎「個別の指導計画」の作成と活用の留意点

○ 今回の改訂では、総則のほか、各教科等において、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障がいのある児童生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されました。

○ 特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとします。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要になります。

（小学校学習指導要領解説総則編 p 114、中学校学習指導要領解説総則編 p 113）

◎個別の指導計画に基づく評価について

(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第4節3の(2) p70)

- 個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにするために、何を、どのように改善していくのかを明確にする必要があります。
- 個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第1章総則第2節の4に示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切になってきます。

(特別支援学校学習指導要領解説総則編第2章第4節3の(2) p272)



◎ 学習評価の充実について

① 指導の評価と改善

- 「児童生徒にこういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るために、学習評価は重要になります。
- 指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習過程の適切な場面で評価を行います。
- 観点別学習状況の評価について、「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で整理します。
- バランスのとれた学習評価を行うために、指導と評価の一体化を図る中でテストの結果にとどまらない多面的・多角的な評価を行っていきます。

② 学習評価に関する工夫

- 評価結果が児童生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要です。
- 学校間の接続も重視しており、進学時に児童生徒の学習評価がより適切に引き継がれるよう努めていくことが重要です。

(小学校学習指導要領解説総則編 p93、中学校学習指導要領解説総則編 p91)



ハンドブックのp85～88「4 学級経営(9) 評価と指導のまとめ」も参考にしてください。



(3) 個別的教育支援計画、個別の指導計画の様式及び配慮事項

	◆個別的教育支援計画◆	◆個別の指導計画◆
役割	個々の将来を見据えながら各学年段階において支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にし、必要かつ適切な支援を検討すること	目標や指導の手立てを明確にし、教職員間や教職員と保護者との間で指導に関する情報を共有すること、定期的な評価に基づき指導の改善を行うこと
記載内容の例	○本人のプロフィール ○本人・保護者の願い（生活・学習・進路等） ○支援の方針 ○支援の内容・方法（合理的配慮） ○支援を行う人及び関係機関 ○支援の評価と引継ぎ事項 等	○児童生徒の実態 ○本人や保護者の願い ○長期目標及び短期目標 ○具体的な手立て ○指導や支援の内容及び方法 ○指導や支援の評価 等
参画者	学校関係者（特別支援教育コーディネーター、担任等）、各関係機関の担当者（福祉、医療、労働等）、保護者（場合によっては本人）等	学校関係者（特別支援教育コーディネーター、担任、教科担任、養護教諭等）、保護者

（「第3次山形県特別支援教育推進プラン（概要）※」より）

- 特に決まった様式はありません。
- 必ず全ての内容を記載しなければならないものではありません。実情に応じて必要な項目を記載します。

※「第3次山形県特別支援教育推進プラン」平成30年 山形県教育委員会

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/plan3.pdf>

（概要版）<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/plan3g.pdf>



- 各学校においては、個別的教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方の違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図る必要があります。
- 個別的教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図ることが必要になります。
- 個別的教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障がいのある児童などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要になります。
- 校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要があります。

（小学校学習指導要領解説総則編p114、中学校学習指導要領解説総則編p112）



児童生徒の良さを生かした支援の工夫や、必要な配慮等についての情報を共有するとともに、確実に引継ぎましょう。

【参考】特別支援教育について「資料5 個別の指導計画の様式例」文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shoto/tokubetu/material/1298214.htm

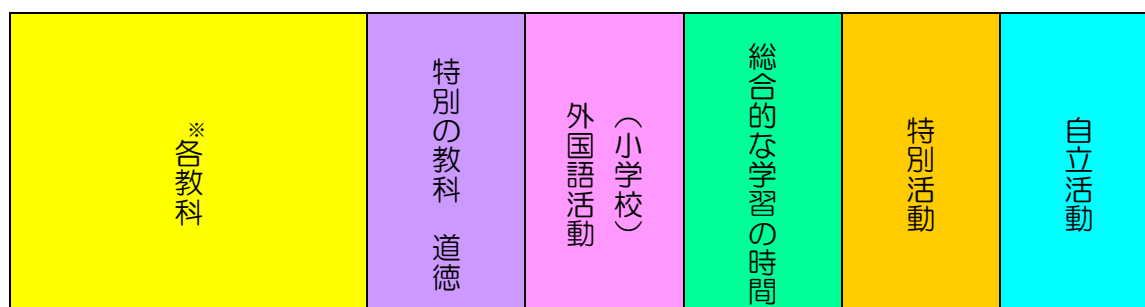
（４）教育課程の編成



① 編成の手順

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、教育内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成します。

<特別支援学級の教育課程>



※ 弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級の各教科

小学校：国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語

中学校：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語

知的障がい特別支援学級において知的障がい特別支援学校の各教科に替える場合の各教科

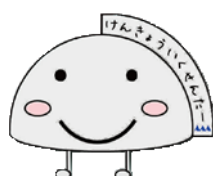
小学部：生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

中学部：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、必要に応じて外国語

原則は、「小学校又は中学校の教育課程」に基づいて編成しますが、児童生徒の障がいの状態を考慮し、特に必要がある場合には、「特別の教育課程」にすることができます（ハンドブックp16～18参照）。

編成した教育課程は、年度当初に所管する市町村教育委員会に届け出ます。前年度から教育課程について検討しておくことが大切です。検討・作成時期については、ハンドブックp58を参照ください。

次ページから、特別の教育課程を編成するに当たっての手順の一例を、学習指導要領解説 総則編（小学校（平成29年）p43～45／中学校（平成29年）p44～45／特別支援学校（平成30年）p199～202）を踏まえて示します。



教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律ではありません。

それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである点に十分留意してください。

<特別の教育課程編成手順の一例>



障がい種によって編成の手順は異なります。
御自身が担当されている学級の例を御参照ください。

【弱視／難聴／肢体不自由／病弱・身体虚弱／自閉症・情緒障がい特別支援学級】

- i) 児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の把握と学校や地域の実態の把握
- ☐ 保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。
 - ☐ 在校生については、実施した教育課程に対する児童生徒の達成状況等も把握する。



- ii) 学級の教育目標及び児童生徒の実態を踏まえた指導のねらいの明確化
- ☐ 学校の教育目標の実現を目指して学級目標及び児童生徒の目標を設定する。
 - ☐ 児童生徒の実態及び生活年齢等も考慮し、重点や留意点を明らかにする。



- iii) 指導内容の組織
- ☐ 児童生徒のこれまでの学習の積み重ねの状況を考慮するとともに、将来の姿を見通して指導内容を選択する。
→各教科について当該学年の教科の目標及び内容が妥当か、又は下学年の教科の目標及び内容が妥当か、おおよその方向性を検討する。
 - ☐ 各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の教育の内容相互の関連を図る。
 - ☐ 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。
 - ☐ 各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。



- ※ 各教科等の指導においても、自立活動の個別の指導計画との関連を踏まえる。
- ※ 障がいの状態や特性に配慮する。（ハンドブックp30～33参照）

- iv) 授業時数の配当
- ☐ 小学校（中学校）の各学年における総授業時数に準じて配当する。
 - ☐ 各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める。
 - ☐ 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める。
 - ☐ 自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定する。

- ※ 週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする。

【知的障がい特別支援学級】

- i) 児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の把握と学校や地域の実態の把握
- ☐ 保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。
 - ☐ 在校生については、実施した教育課程に対する児童生徒の達成状況等も把握する。



- ii) 学級の教育目標及び児童生徒の実態を踏まえた指導のねらいの明確化
- ☐ 学校の教育目標の実現を目指して学級目標及び児童生徒の目標を設定する。
 - ☐ 児童生徒の実態及び生活年齢等も考慮し、重点や留意点を明らかにする。
 - ☐ 児童生徒のこれまでの学習の積み重ねの状況を考慮するとともに、将来の姿を見通して指導内容を選択する。
 - ・各教科について当該学年の教科の目標及び内容が妥当か、又は下学年の教科の目標及び内容が妥当か、おおよその方向性を検討する。
 - ・知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科を取り入れることが必要かを検討する。



- iii) 授業時数の配当
- ☐ 小学校（中学校）の各学年における総授業時数に準じて配当する。
 - ☐ 各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める。
 - ☐ 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める。
 - ☐ 知的障がい特別支援学級において、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定める。

教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切。その際、指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する。

- ☐ 自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定する。



※ 週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする。

- iv) 指導内容の組織
- ☐ 各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の教育の内容相互の関連を図る。
 - ☐ 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。
 - ☐ 各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。
 - ☐ 各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、内容相互の関連や系統性について配慮する。

② 時間割

各教科等の授業の1単位時間を、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めます。

1単位時間は、小学校で45分、中学校で50分が基本となりますが、授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要があります。

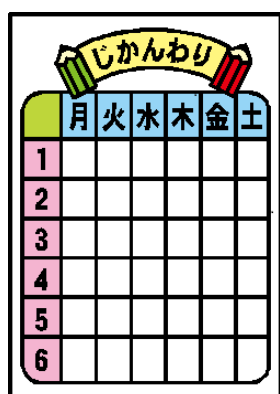
ただし、10分から15分程度の短い時間により特定の教科等の指導を行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要です（例えば、道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられません）。

また、時間割を年間で固定するのではなく、児童生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じ、弾力的に組み替えることに配慮する必要があります。

なお、小学校（中学校）学習指導要領に定められた相当学年の年間標準授業時数を確保することに留意することが必要です。

※ 学習指導要領解説総則編（小学校p62～65、中学校p63～66、特別支援学校p228～231）参照

ハンドブックp60に「時間割作成のポイント例」を示していますので、合わせて参照ください。



③ 指導計画

教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。

それを具体化した計画、つまり、授業につながる指導方法や使用教材も含めて具体的な指導により重点を置いて作成したものが指導計画です。

指導計画は、各教科、道徳科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動などのそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画です。

指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがああります。

このような指導計画を具体化し、障がいのある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものが、個別の指導計画です。

※ 学習指導要領解説総則編（小学校p 67～72、中学校p 69～71、特別支援学校p 234～245）参照

指導計画の作成に当たっては、各教科等の指導計画と個別の指導計画とを関連付けながら作成することが大切です。

各指導計画は、PDCAのサイクルの中で、実践を通して評価し、学期や年度途中の変更や修正を加えながら、より児童生徒の実態に合った計画にしていきたいと思います。



ハンドブックp 62に「年間指導計画作成のポイント例」を示していますので、合わせて参照ください。

4 学級経営

(1) 学級経営について

学級経営について、『学習指導要領解説（平成29年告示）総則編』ではどのように示されているか確認しましょう。



小・中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（小：p96、中：p95）

1 児童生徒の発達を支える指導の充実

(1) 学級経営、児童生徒の発達の支援

(1) 学習や生活の基盤として、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

（小学校のみ）あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

- 学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければなりません。児童生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、児童生徒が自分の特徴に気付き、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要です。
- 学級は、児童生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の教師の営みは重要です。

<学級経営を行う上で重要なこと>

学級の児童生徒の実態を把握すること＝確かな児童生徒理解

児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要です。



<学級担任の役割例>

- ☐ 学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級目標を設定する。
- ☐ 指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てる。
- ☐ 学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげる。
- ☐ 児童生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいのかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培う。
- ☐ 他の教職員と連携しながら学級経営を進め、開かれた学級経営の実現を目指す。
- ☐ 家庭や地域社会との連携を密にする。 など

上記の内容をしっかりと踏まえて、学級経営を行っていく必要があります。

そのためには、確かな児童生徒理解が基盤となります。



(2) 学級経営の内容

学級にかかわるすべての教育活動が学級経営です。
学校の実情や児童生徒の実態等に応じて、必要なことを下記の表を参考に整理してみましょう。1年間の見通しをもつことにつながります。



特別支援学級の1年間（例：3学期制）



	学級経営等	年間を通して
4月	○引継ぎ ○始業式までの準備 ○個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成 ○（年間）指導計画の作成 ○時間割の作成	○個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用と評価、及び見直し ○（年間）指導計画の活用と評価、及び見直し ○実態把握(アセスメント) ○授業づくりの充実（教材・教具の作成と活用／学習指導案） ○交流及び共同学習の推進 ○キャリア教育及び進路指導 ○校内の共通理解と協力 ○学級通信の発行 ○学級PTA活動の運営 ○保護者との連携・面談 ○生活指導・生徒指導 ○特別支援教育に係る校内委員会 ○就学相談
5月		
6月	学校行事や学年の活動は・・・	
7月	○教科用図書の選定 ○学級経営の見直し ○1学期末の評価 ○通知表の作成と記入 ○2学期に向けて	
8月	夏休み明けの指導は・・・	
9月		
10月	日々の授業実践と見直し、改善を	
11月		
12月	○学級経営の見直し ○2学期末の評価 ○通知表の作成と記入 ○3学期に向けて	
1月	〔1月～3月〕 ○次年度の教育課程の編成 ○次年度の個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成 ○（年間）指導計画の作成 ○引継ぎの準備	実施したことを振り返って、見直しと改善を図り、次につなげていきます。
2月	○3学期末・年度末の評価 ○通知表の作成と記入	
3月	○学級経営の評価（成果と課題のまとめ） ○指導要録・出席簿の記入と整理	

年度初め
にすること
は・・・

来年度に向けて・・・

連携が必要な
ことは・・・

など



(3) 学級事務について

学級経営に関する事務として、次のようなものが考えられます。

学級事務を進めていくに当たっては、**管理職や関係する先生方、保護者等と共通理解や情報の共有を図りながら取り組んでいくことが大切です。**



(学級事務の例)

項 目	主な内容
個別の教育支援計画	(参照：p 48～51 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用)
個別の指導計画	
教育課程の編成	(参照：p 52～54 教育課程の編成)
年間指導計画	(参照：p 62 年間指導計画作成のポイント)
時間割	(参照：p 60 時間割作成のポイント)
学習記録	学習の達成状況や指導の改善点、学校生活や行事等での様子など、必要に応じて記録しておく。
指導要録	(参照：p 86 指導要録について)
通知表	(参照：p 87 通知表の作成と記入)
出席簿	出欠状況の記入と管理
健康観察簿	健康状態の記入と管理
健康診断票	健康診断等の結果を記入、管理
学級会計	学級費・教材費・卒業積立など、集金等の計画を立てる。 事務担当者や交流学年の主任等と確認しながら進める。
就学奨励費	事務担当者に確認。保護者への連絡等
学級通信	行事予定や家庭への連絡事項、学校生活の様子等を記載、保管
週の日課表	交流学級担任等と連絡調整して作成、保管
教材・教具	教材・教具の購入、保管・管理
備品・消耗品	購入や点検、保管
学級園	栽培等の計画と管理
特別教室の使用	教務主任等と連絡調整しながら、使用計画を立てる。
学年・学級行事	交流学年・学級の行事への参加、特別支援学級の行事の計画と実施 管理職や交流学年の主任等、保護者と共通理解を図りながら進める。
P T A活動	管理職や交流学年の主任等、保護者と共通理解を図りながら進める。
校内委員会	特別支援教育コーディネーターと連携 校内教育支援委員会、ケース会議、研修会等の企画・運営・参加
保護者会	保護者への連絡・企画・運営。交流学年の保護者会への参加
幼・小・中連携	児童生徒の共通理解と一貫した指導。切れ目ない支援につなげる。
関係機関との連携	教育委員会、医療機関、福祉関係等、管理職に確認して進める。

様々な学級事務があります。日常的に取り組むことと、予め取り組む時期(期間)が決まっているものがありますから、事前に把握しておく必要があります。不明なことやどうすればいいか迷ったときなどは、関係する先生方に確認しながら進めていきましょう。



今年度を振り返り、時間割や年間指導計画の作成のために、学校全体で共通理解や協力が必要なことなどについてまとめて、全体で確認しておくことが、次年度のスムーズなスタートのために大切になります。



＜時間割作成のポイント例＞

- 児童生徒の学習の様子から、時間割作成に生かせることや、配慮が必要なことを事前に把握して、作成時に活用する。

（例えば）

- ・学習に集中できる時間帯がある。
⇒午前中の方が集中しやすいので、午前に教科学習、午後に技能教科を設定する。
- ・休み時間や給食の時間を時間割に位置付けておくと、それを見て自分で行動できる。
- ・「△時間目：○時□□分～○時□□分」を明記しておくと、時間を意識して行動できる。
- ・1時間目は、特別支援学級で学習した方が1日の見通しをもち安定して過ごせる。
- ・1週間の終わりの時間に特別支援学級で次週の予定を確認すると、月曜日落ちついて登校できる。
- ・1日の終わりは特別支援学級で学習した方が、部活動にスムーズに取り組める。
- ・休み時間や昼休み後は、特別支援学級で学習した方がスムーズに切り替えられる。
- ・できるだけ带状に時間割を組んだ方が、毎日の生活に見通しをもちやすい。
⇒1週間を通して1時間目と2時間目に国語と算数、5時間目に交流学习を設定する。
- 特別教室や体育館、グラウンドなどの使用について、教務主任と確認しておく。
- 交流の時間をどこに設定するか、交流学級担任や学年主任と打ち合わせを行う。
- 中学校の場合は、特別支援学級担任が、他学級で教科指導等を行う時間割について調整する。

○ 複数の児童生徒が在籍する場合の時間割は？

例えば、次のような方法が考えられます。

- ・まず、ベースとなる特別支援学級の時間割を作成します。
- ・それを基に、交流学級などを含めた一人一人の児童生徒の時間割を作成します。

ベースとなる時間割があることで、行事等で日程が変更になった場合でも慌てずに対応できるとともに、児童生徒にとって見通しがもちやすくなります。

○ 交流学习を進めるに当たって大切にしたいことは？

交流学級担任や教科担任と日常的に連携し、確認し合う時間を確保しておきます。

- ・木曜日に来週の予定などを確認し、金曜日に児童生徒に伝える。
- ・朝、教室に行く前に、予定の変更がないか確認し合う。 など



時間割作成に当たって、自分の学級で配慮することはないか、考えてみましょう。

実際に時間割を考えてみましょう。

児童生徒にとって分かりやすく生活しやすいかどうか、学習に集中して取り組みやすいかを基本に考えてみましょう。

時間割の枠は、児童生徒の実態や学校の実情に応じて工夫しましょう。



	月	火	水	木	金
登 校					
朝の時間					
1 時間目					
2 時間目					
中間休み					
3 時間目					
4 時間目					
給 食					
清 掃					
5 時間目					
6 時間目					
下 校					

年間指導計画を作成する場合には、一人一人の個別の指導計画との関連を図ることが必要となります。個別の指導計画の教科等の目標を達成するために、どのような単元や題材を、どのように配列したり、関連付けたりしていくか、教科横断的な視点で組織していくことが大切になります。



<年間指導計画作成のポイント例>

年間指導計画を作成することで、1年間の学習の見通しをもつことができます。また、児童生徒がどのような学習をしてきたのか、学びの履歴にもなります。そのために、具体的に作成することが大切になります。

- 各教科等の学習活動の見通しをもつために、1年間の流れに沿って単元や題材を配列する。
(例えば)
 - ・教科の系統性を踏まえて、単元を配列する。
 - ・学習が発展していくように、単元と単元の関連を図る。
 - ・学校生活（行事など）と関連付けて配列する。
 - ・他教科で活用することができるように、教科間の関連を図る。
- 学習活動の概要を示す。
 - ・単元名だけでなく、ねらいや主な学習内容、学習方法を示す。
 - ・単元ごとの授業時数を示す。

年間指導計画を作成したら・・・

- 個別の指導計画と照らし合わせてみましょう。
個別の指導計画との関連が図られているか確認します。
- 関係する先生方や教科担任の先生と、見直してみましょう。
複数の目で見ること、共通理解を図ることができます。
- 学習指導要領を確認し、指導内容の漏れがないか見直しましょう。



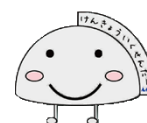
年間指導計画作成に当たって、大切にしたいことや配慮することはないか、考えてみましょう。

実際に年間指導計画を考えてみましょう。

児童生徒にとって学びやすく、必要な資質・能力が身に付く計画になっているかを基本に考えてみましょう。

年間指導計画の枠は、児童生徒の実態や学校の実情に応じて工夫しましょう。

下に示した枠は一部分ですが、1年間を見通して作成してみましょう。また、年間指導計画を基に、個別の指導計画を作成していきます。



1年間の中の1か月を想定して、計画してみましょう。

月 教科等	() 月	() 月
	○单元名 ○ねらい ○学習内容など ○時数 () 時間	

教科等名を記入します。(ここでは1教科)

実際には、1か月間に複数の単元を設定している場合が多いのではないのでしょうか。その場合も、1つ1つの単元について、学習活動の概要を示すことが大切です。

<○学級口学年 年間指導計画>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語												
社会												
算数												
理科												
音楽												
図工												
家庭												
体育												
外国語												
道徳												
総合												
特活												

年間指導計画を作成してみましょう。

○年間指導計画がすでに立ててある場合は、それぞれの単元や題材について学習概要が示されているか、見直してみましょう。

○これから、または来年度の年間指導計画を作成する場合は、1つの教科の1か月分について、計画を立ててみることからスタートしてみましょう。

（４）学級経営の進め方

① 学級経営案の作成

学級経営案は、学校や学年の教育目標を踏まえ、児童生徒の障がいの状態及び特性を考慮し、年間を通した学級経営の目標や方針を明確にしたものです。各学校や学年の様式に基づいて作成しますが、児童生徒の実態を丁寧に把握し、本人や保護者の願いを受け、具体的な経営の方針を立てましょう。



<学級経営案の項目例>

- ☐ 学級目標
 - ・目指す児童生徒像の具現化を図るために、本人や保護者、担任の願いが生かされるように留意して設定します。
 - ・日常の学校生活や行事等において、児童生徒が学級目標を常に意識できる工夫（掲示や学級通信など）を図り、目標を実現するために、児童生徒一人一人がどのように考え行動すればよいのかを一緒に考える機会を設定していきます。
- ☐ 学級の実態
 - ・学級の構成や傾向、雰囲気
 - ・個々の児童生徒の実態
- ☐ 学級経営の方針
- ☐ 月別・学期別の指導の重点
- ☐ 学習指導や生活指導、進路指導に関して
- ☐ 健康安全に関して
- ☐ 教室環境の整備に関して
- ☐ 家庭・地域・関係機関との連携について
- ☐ 学級組織（係活動や生活班など）
- ☐ 交流及び共同学習について
 - ・交流学級での授業の様子や委員会活動、クラブ活動、部活動等での活動の様子を把握し、関係する先生方と連携し計画していくことが大切になります。

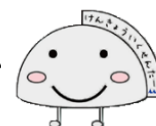
学級経営案については、
学校の方針に沿って作成
します。

学級経営を進めるに当たって、大切にしたいこと

学級経営や学習活動を充実させるためには、保護者と合意形成を図って連携していくことが必要です。受容的・共感的な態度で保護者の思いを十分に聴き、受け止め、信頼関係を築くことが大切です。その上で、学校から伝えるべきこと、家庭での協力をお願いしたいことなどを話すようにしたいものです。

連携の回り方（例）

- 日常の連絡（連絡帳の活用、登下校の際）
- 学級通信の活用、懇談会等の設定
- 家庭訪問（定期的又は必要に応じて）



② 児童生徒のよさが生きる学級組織づくり

ア 意欲が生まれる学級組織

学級が集団として動くためには、学級を組織することから始まります。組織とは、集団内における役割分担であり、学級は組織活動によって生き生きとしてきます。

毎日の生活を維持する上での仕事や、集団の生活向上のための活動などを明確にしていけることが大切です。

イ 異学年への配慮

異学年の児童生徒が在籍する場合には、生活年齢を大切に、上級生としての行動ができるように、下級生のために活動するような機会を意図して設定していきます。

上級生としての意識を育み、下級生のモデルとなると共に、互いの絆を強めることにもつながります。

学級組織の目的

- ・ 集団形成（相互理解・まとまり）
- ・ 能力の育成（自主性・創造性）

学級の一員としての役割

- ・ 役割分担…責任感
- ・ 活 動…充実感

係活動・班活動・当番活動

- ① 学級を運営するための活動
（例）掃除当番、給食当番、日直当番
- ② 学級生活を効率よくするための活動
（例）黒板係、連絡係、配布係
- ③ 児童会や生徒会などの自治活動への参加

活動を児童生徒と共に振り返り、頑張りを認め自分たちでできることを増やしていきましょう。



ウ 在籍が1名の場合の配慮

在籍が1名の場合は、教師の指導や支援が過度にならないように配慮することも必要になります。児童生徒の生活年齢や実態等を考慮し、本当に必要な指導や支援は何かを吟味してみましょう。

不必要な働きかけによって、児童生徒のやる気の芽を摘んでしまっていないかなど、常に振り返るゆとりをもちたいものです。また、集団の中で学習や生活することを想定して、1対1のかかわりの中で意図して指導すべきことはないか（例えば相手の話を最後まで聞く、分からないときは挙手して質問するなど）、考えてみましょう。



③ 学級経営の評価

児童生徒の活動の様子や変容等に基づいて、学期ごとなどに学級経営について振り返り、評価と見直しを図っていきましょう。



学級経営を評価する際に大切にしたいこと

(例えば・・・)

- ☐ 学級目標や経営の方針に基づいて、評価の観点を予め設定しておく。
- ☐ 日常の実践について、評価の観点に沿って記録しておく。
- ☐ 記録の際には、どのような手立てや取り組みが有効だったのか、うまくいかなかった要因は何か等を具体的に記入する。

児童生徒が、生き生きと学習したり学校生活を送ったりすることができるように、その基盤となる学級経営に丁寧に取り組んでいきましょう。



(5) 授業づくり

① 基本の考え方

特別支援学級においても、通常の学級と同様に、授業を通して児童生徒に「生きる力」を育てていくことになります。この「生きる力」を具体化し、育成を目指す資質・能力の3つの柱に沿って各教科等の目標や内容を整理したものが学習指導要領になります。ですから、授業づくりにおいては、学習指導要領の目標及び内容をしっかりと踏まえる必要があります。

また、個別の指導計画との関連を図り、一人一人の目標が達成されるように計画的に日々の授業を進めていくことが大切になります。



<授業づくりのポイント例>

○実態把握・目標及び指導内容の設定

- ・単元や題材に関わる実態、学習状況、得意な学び方、配慮が必要なこと、これまでの学習の様子などから、学習指導要領に基づいて、指導目標と指導内容を設定します。

○単元計画の工夫

- ・児童生徒の活動を予測し、単元全体の指導計画を立てます。

○学習活動の設定

- ・児童生徒の意欲を喚起する導入や主体的に取り組める展開、学んだことが実感できるまとめや振り返りなど、授業の構成を工夫します。
- ・考える場面や対話する場面、操作活動を設定したり、生活と関連付けたりして、学習したことが実生活で活用できる力になるように工夫します。
- ・学習内容に応じて、個別の学習やペア学習、グループ学習などを取り入れます。

○教師の役割

- ・どんな資質・能力を育てるのかを明確にすれば、必要な指導や支援をどの場面で行うかも、明確になります。ときには、待つことや児童生徒に任せることも大切になります。
- ・児童生徒にとって、分かりやすい発問や指示を工夫します。できるだけ簡潔に、分かりやすい言葉で伝えましょう。頑張りやできたことを認める声掛けも大切にしましょう。

○教材・教具の工夫

- ・児童生徒にとって活用しやすいかどうか、目標を達成するために有効かどうかを確かめながら、改善を図っていきます。

【参考】特別支援教育教材ポータルサイト（国立特別支援教育総合研究所） http://kyozai.nise.go.jp/?page_id=13

○場の設定の工夫

- ・学習意欲を高め、活動しやすい場の設定を行います。板書やICT機器などの視聴覚機器も、必要に応じて活用します。

○学習過程の見取りと評価

- ・児童生徒がどのように学んだのか、学習の過程をしっかりと見取り、評価につなげます。
- ・本時または単元を通してどんな力が身に付いたのか、学習状況を評価し記録します。また、教師の指導はどうであったかについても評価し、次の授業づくりに向けて、改善を図っていきます。
- ・目標に沿って、観点別学習状況の評価を行います。



② 学習指導案

授業に先立ち、その授業の目標を達成するために立てる計画書が学習指導案です。特に決まった様式はありませんが、どのように指導するのか、実際の授業を想定し、具体的に記載するようにします。

学習指導案（例）

〇〇〇〇〇学習指導案

令和〇年〇月〇日（〇）〇校時 場所〇〇

学校名 〇〇〇〇〇〇 指導者 〇〇〇〇

教科書 〇〇〇〇

1 単元名 教科によっては、題材名・主題名とすることもあります。

2 目 標 観点別学習状況の評価を考慮して書きます。

(1) 全体目標

(2) 個別目標

3 指導にあたって

(1) 教材観（教材について）

(2) 児童生徒観（児童生徒について）

(3) 指導観（指導について）

*その他に校内や教科の研究テーマとの関係を書くこともあります。

4 指導計画（単元構成・評価計画も含む）

5 本時の指導

(1) 目 標 ① 全体目標

② 個別目標

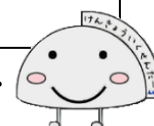
(2) 指導過程

区分(時間)	*学習活動(学習内容)	○発問 ★指示	●指導上の留意点 ◎評価 ◇支援等
導 入 ()			
展 開 ()			
まとめ ()			

(3) 評 価

ここには、基本的な学習指導案を掲載しましたが、学習指導案は、学校の形式に沿って作成しているのではないのでしょうか。

作成に当たっては、一人一人の児童生徒の目標、目標を達成するための学習活動、個々に必要な支援などを具体的に記述していくことで、単元や授業の振り返りに活用しやすくなります。



（６）交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習について、山形県教育委員会や学習指導要領解説総則編では、次のように示しています。

＜交流及び共同学習の意義＞

我が国は障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障がいのある人と障がいのない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが必要です。

共生社会の形成

障がいのある子どもたちにとって

経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間関係を育む機会となります。

障がいのない子どもたちにとって

障がいのある人への理解を深め、他者を尊重する気持ちや思いやりの心を育てる機会となります。

交流及び共同学習は、障がいのある子どもにとって有意義であるばかりではなく、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等の子どもたちや地域の人たちが、障がいのある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。

また、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

「共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進」より

平成29年4月 山形県教育庁義務教育課特別支援教育室

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kvoiku/700027/kouleaf1.pdf>

＜学校間相互の連携や交流＞

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育てるものとする。

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるために絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えることができる。

特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することが大切である。

学習指導要領解説総則編 （小学校 p 126～127、中学校 p 129～130）

上記の内容を踏まえて、次ページのようなことを大切にして交流及び共同学習を進めていきましょう。



＜交流及び交流学习を進める際の配慮例＞

＜児童生徒にとって＞

- 特別支援学級と交流学級の双方の児童生徒に、共に学ぶ目的がある。
- 共に学ぶことによって、達成感や成就感を実感できる。
- 互いに理解し合い、よりよい関係を築くことにつながる。



＜教師の役割＞

- 児童生徒の障がいの状態や発達段階等に応じて、交流する教科等を設定する。
- 双方の児童生徒の教育的ニーズを把握し、交流学习の達成状況を適切に評価するために、交流学級担任と事前の打ち合わせや事後の振り返りを行う。
- 通常の学級の児童生徒に対して、障がいの正しい知識や適切な支援、協力の仕方について理解を促す。
- 特別支援学級の児童生徒に対して、支援や協力の求め方、断り方、自分の気持ちの表現の仕方等について一緒に考えたり事前に練習したりする。また、交流学习後に一緒に振り返りを行い、頑張りを認めるように心がける。
- 交流学习の様子を見取ったり、特別支援学級担任も一緒に参加したりして、よりよい交流学习にするための支援等の改善につなげる。
- 事故の防止に努めるとともに、交流学习が児童生徒の負担過重にならないように配慮する。

＜児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の例＞

- 学校、学年、交流学級の行事に参加する。
- 交流学級で、特定の教科等の授業に参加する。または、興味や関心のもてる特定の単元や題材を選んで学習する。
- 交流学級での朝の会や帰りの会、給食、清掃活動、係活動と一緒に取り組んだり、休み時間等を一緒に過ごしたりする。
- 交流学級の児童生徒や担任が、特別支援学級での学習に参加する。
- クラブ活動や委員会活動、縦割り班活動などに参加する。
- 地域の小・中学校特別支援学級の交流会や共同学習に参加する。
- 地域の活動（子ども会や育成会の行事など）に参加する。

こんな配慮もときには必要に・・・

児童生徒の実態によっては、学習内容によって活動の場やグループ編成などが変わると、混乱してしまう場合もあります。交流学級担任と事前に確認し合い、本人に分かりやすく伝える必要があります。

また、交流学級に入るとき、授業が終わって教室を出るとき、互いに温かく声をかけ合えるように普段から配慮しておきたいものです。



＜交流学級担任や教科担任との日常的な連携を大切に＞

児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の力を発揮することができるように、交流学級担任や教科担任との日常的な連携が大切になります。

例えば・・・

- ・登校時、いつものような元気がなかった。どうやら、友だちとトラブルがあったようだ。
- ・きょうの理科は、天候がいいので外での観察に変更しよう。

児童生徒の状態や予定の変更など、必要な情報を事前にどう連絡し合うか、確認しておく必要があります。

また、次週の予定や交流学習の時間などについて、交流学級担任や教科担任といつ打ち合わせを行うのか、予め日時や場所などを決めておくとしスムーズです。例えば、木曜日のうちに来週の予定などを確認しておけば、金曜日には児童生徒にも伝えることができます。

安全面や健康面などで、誰かの応援が必要になったとき、「どこに」または「誰に」、「どうやってSOSを発信するか」についても、学校全体で確認しておくことが必要です。

学校行事や全校集会などで配慮が必要なことについては、学校全体で確認し、対応の仕方など共通理解を図っておくとともに、保護者にも説明し、理解を得ておくことが必要です。



児童生徒の交流及び共同学習を振り返り、配慮することや改善が必要なことなどはないか、考えてみましょう。

【参考】交流及び共同学習「実践事例集」（インクルーシブ教育システム構築支援データベースより）
http://inclusive.nise.go.jp/index.php?page_id=113

(7) キャリア教育の視点に立った進路指導

キャリア教育について、学習指導要領では次のように示しています。

キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。(中学校のみ) その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

(小学校学習指導要領解説総則編 p 101～102、中学校学習指導要領 p 99～101)

児童生徒に学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることが示されています。

◎ キャリア教育を効果的に展開していくために

(小学校学習指導要領総則編 p 101、中学校学習指導要領総則編 p 100)

- 特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組みが重要となります。
- 自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められています。



◎ 特別活動の学級活動の内容「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」の実施に際して留意すること

(小学校学習指導要領総則編 p 101～102、中学校学習指導要領総則編 p 100)

- 総則において、特別活動が学校教育活動全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置付けた趣旨を踏まえることが大切であると示されています。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや人間としての生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組みを自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすということです。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要です。
- 学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理しました。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、**一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動**です。小学校から高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階又は中学校段階として学校段階に適切なものを内容として設定しています。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、小学校段階においては夢を持つことや職業調べ、中学校段階においては職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切です。

小・中・高等学校のつながりを意識して、見通しをもって指導していくことが大切になります。

特別活動の内容を踏まえ、適切に指導を進めていくことが求められています。



◎ 特に中学校の段階の生徒について（中総則 p 100～101）

- 心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期。このような発達の段階にある生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会との関わりを考え、将来、様々な生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助を行う進路指導が必要となります。

生き方や進路の選択とは・・・

中学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではありません。中学校卒業後も、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の生き方や生活をよりよくするため、常に将来設計を描き直したり、目標を段階的に修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切です。



◎ 学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育や進路指導を効果的に進めていくために

（小総則 p 102、中総則 p 101）

- 校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要です。
- キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、その実施に当たっては、職場見学（小学校）や職場体験活動（中学校）、社会人講話などの機会の確保が不可欠です。幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業、NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して生徒を育てていくことが求められます。
- キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響との大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要です。その際、各学校は、保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路をめぐる環境の変化等の現実に応じた情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要です。

（特別支援学校学習指導要領総則編 p 282）



ここまで、キャリア教育について学習指導要領に沿って確認してきました。上記のことを受けて、学校として、どのようにキャリア教育に取り組んでいくのか、学校としての方針をしっかりと踏まえることが必要です。

◎ キャリア教育の推進

ア 基本的な方向性

- 特別活動の学級活動・ホームルーム活動を要としつつ、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としてのカウンセリング等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて実施すること。
- 特に日常の教科等の学習指導においてキャリアの視点を大事にし、将来の生活や社会と関連付けながら見通しを持ったり、振り返ったりしながら学ぶ「主体的・対話的で深い学び」を実現すること。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である「基礎的・汎用的能力」を育成すること。
- キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつけることにより、児童生徒の学習意欲を喚起すること。

イ 学校における具体的な方向性

- 学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の促進
- 職場体験活動や（アカデミック）インターンシップなどの職業に関する体験活動の充実
- 学校と地域・社会や産業界等が連携・協働した取組の促進
- 児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等（キャリア・パスポート）の活用



◎ 「キャリア・パスポート」とは

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育にかかわる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として各教科と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。

その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的にかかわり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければなりません。



◎ キャリア教育の視点に立った進路指導

進路指導は、学校卒業時の進路選択の支援にとどまらず、卒業後に働きたい、生きがいのある生活を送ることができるように、児童生徒一人一人の能力・適正に応じて、自立的に生活する力や働く力を、教育活動全体を通して育てるものです。例えば、身辺処理、体力、人とのかかわり、物事に取り組む意欲や態度、生活に必要なことばや数に関する力など、これらはすべて卒業後のよりよい生活につながっていきます。つまり、小学校の段階から児童生徒の実態やニーズに即した「キャリア教育」の視点に立った人間としての在り方、生き方に結び付く進路指導や支援が必要となります。

児童生徒自身が自己理解を深めながら、職業生活や社会生活に必要とされる知識や技能、態度を身に付け、将来自立と社会参加ができるよう、小・中学校や高等学校、特別支援学校、また関係機関との連携を通して、組織的・継続的な取り組みを行っていくことが大切です。高等学校卒業の社会参加の姿をイメージして、小・中学校の早期の段階から、それに関する情報収集を行い、計画的に進路指導を進めましょう。



<進路指導に当たって>

- ☐ 障がいの状態、発達段階、特性等を十分に把握する。
- ☐ 本人の夢や希望を大切に、そのために必要な現在の目標を具体的に設定する。
- ☐ 進路学習、産業現場等における実習、進路相談を通して、将来の自立に向けた意識を高める。
- ☐ 進路先を本人が自己選択、自己決定できるように支援する。
- ☐ 保護者と連携し、情報提供や情報交換を深める。

<特別支援学級の担任の役割>

小・中学校卒業後だけでなく、その先の将来の生活を見通して進めていくことが大切です。

<小学校担任の役割>

- ☐ 児童の基本的な生活習慣、対人関係、通学など、卒業後の生活につながる自立的な生活力を高めていく教育活動を計画して行う。
- ☐ 中学校や将来の生活（特別支援学校高等部、高等養護学校、高等学校等）を見据えながら、保護者との話し合いを進め、進路に対する意識を高める。
- ☐ 具体的な進路(中学校の特別支援学級を軸に、中学校の通常の学級、特別支援学校の中学部)を検討する。
- ☐ 小学校卒業後の就学先の検討について、必要に応じて、学校見学や体験入学の機会を設定する。

＜中学校担任の役割＞

- 中学校卒業後の進路を見据え、保護者と共通理解を図りながら、3年間の計画を立てる。
- 近隣の特別支援学級や特別支援学校、関係機関から集めた情報を「進路に関する学習」や面談などを通して保護者や本人に提供する。
- 特別支援学校の高等部や高等養護学校、高等学校を見学したり体験したりする機会を設定する。
- 「どんな仕事があるか」、「どんなことをしたいのか」など本人が自己決定できるように支援する。
- 具体的な進路（特別支援学校の高等部や専攻科、高等養護学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、専門学校・高等専門学校、職業能力開発校、就職、家事従事）を検討する。
- 特別支援学校高等部や高等養護学校へ進学の場合、入学選考がある。中学校1年の段階から、学校見学や進路等教育相談を受ける必要があるので、保護者と共通理解を図りながら進めていく。不明な点は、各校に問い合わせをして確認する。
- 高校へ進学の場合、その旨を市町村教育委員会へ事前に連絡する。また、受験時や入学後に必要な合理的配慮について保護者及び高等学校と合意形成を図っていく。
- 障がい者雇用枠での就職を希望する場合、療育手帳等が必要となるので、児童相談所や福祉事務所に事前に相談する。また、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等、関係機関に相談したり情報収集したりする。
- 進学、就職等に向けた書類の作成、受験への準備を行う。

【参考】

○ 高等学校入学者選抜情報（山形県教育庁 高校教育課）

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700013/h25nyuusenkankei/>

○ 山形県の「障害者就業・生活支援センター」

<https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/shogai/shuro/8090004nakapothu.html>



(8) 情報発信と連携

① 関係者との連携（年間を通して）

○ 保護者との連携・面談

保護者や家庭との連携及び協力は、教育の基盤です。その重要性は、特別支援教育においても同様で、学校だけでなく、家庭を含めた生活全体を通した教育が大切になります。

特別支援学級では、障がい等による困難さを抱えているため周囲から受ける影響によって、児童生徒の心身の状態が大きく変わることを考えると、より安定した保護者との信頼関係の絆を結ぶことが必要になります。

現在の児童生徒へのかかわり方だけでなく、児童生徒の学校生活や将来の生活について、様々な願いや悩みを抱える保護者の気持ちを受け止め、必要な支援を行っていきましょう。

また、情報不足から、保護者が不安になる場合も考えられるので、関係機関と連携し、必要な情報を提供できるよう準備しておくことも大切です。ただし、保護者の願いを聞き取るだけだったり、単に学校の指導方針を保護者へ伝えたりすることで終わらないように、十分留意しましょう。

<家庭と連携する方法や場面の例>

連絡帳、電話、学級通信、授業参観、授業協力、親子行事、個人面談、家庭訪問 等



<保護者と面談する際の配慮事項>

□ 保護者の心情への配慮

面談に当たって、保護者の気持ちを共感的に理解することが大切です。保護者の話に十分に耳を傾け、保護者の不安を和らげましょう。子供や家庭のために、保護者は精一杯努力をしているという思いをしっかりと受け止めましょう。

□ 保護者の願いの確認

学校や家庭での生活、学習、進路などについて、保護者の願いや考えを確認しましょう。担任から伝えなければならないこともあると思いますが、面談の中で、保護者の話を伺う時間はしっかり確保する必要があります。「先生から話を聴いてもらえてよかった」と、保護者に実感してもらえることが大切です。

□ 保護者への伝え方

保護者の話を伺う中で、保護者の捉えている子供像が、学校での様子と大きくかけ離れていると思われる場合も出てくるかもしれません。その場合は、その場での対応を急がず、毎日の保護者とのやり取りの中で、少しずつ児童生徒の様子を丁寧に伝えていきましょう。

家庭での様子を聴いたり、協力をお願いしたりして、保護者と一緒に考える過程を通し、保護者が子供の状況をきちんととらえることができるようにしていきます。

□ 最終的には保護者（本人）の自己決定

面談に当たって、学校側から一方的に「このようにやってください」と指し示すのではなく、保護者や本人の気持ちを大切にどのような方向で物事を進めたいのか、最終的にどうしたいのかなどを確認しましょう。結果的にどのような決定になっても、その後の関係づくりに努め、情報提供や面談をこまめに行います。時間をかけて、保護者自身が気持ちや考えを整理しやすくするような状況づくりに努めましょう。

実際に面談等を進める際には、事前に次のことを確認しておきましょう。



<面談の際の確認事項>

□ 面談の場所、時間、目的、人数、大まかな流れと役割分担（複数で対応する場合）を事前に話し合っておく。急な面談の場合も、管理職に面談を行う旨を伝え、目的・流れなどについて事前に許可を得る。

□ 学校で時間を決めて面談をする際は出迎えるように心がける。出迎えが難しい場合は、事前に他の教職員に対応を依頼する。その際、学校として「来校する保護者の思い」に十分配慮する。

□ 家庭訪問の際、約束の時間を厳守し、遅れる場合は速やかに事前連絡を行い相手の承諾を得る。訪問時間や目的には十分配慮し、失礼のないようにする。

□ 家庭状況や相談の内容（児童生徒・保護者からの依頼があった場合）に事前に目を通して把握しておく。面談の中で安易にプライベートな話題に触れないようにする。

□ 学校の代表として面談に臨んでいることを忘れず、言葉遣いや話す内容、身だしなみ、マナーに配慮する。面談内容の守秘義務（管理職への報告は除外）を遵守する。

□ 面談内容は速やかに管理職に報告する。

○ 校内の共通理解と協力

学校生活の中で、児童生徒が個性を発揮し、健やかに成長・発達するためには、校内において温かく理解され、安心して学習に取り組める教育支援体制の構築と運営が必要です。そのために、管理職が学校全体へ働きかけて特別支援教育を柱とした学校運営を進めていくこと、また、特別支援学級担任から管理職に働きかけて、特別支援学級の教育や児童生徒についての理解を図っていくことが大切になります。

<校内体制づくりに向けて>



<児童生徒の理解>

☐ 職員会議での共通理解

- ・積極的に特別支援学級の児童生徒に関する情報を伝える。

☐ 学校や交流学年通信の活用

- ・学校や学年通信に記事を書き、特別支援学級の様子を知らせる。

☐ 廊下の掲示の工夫

- ・特別支援学級の児童生徒の作品等を教室の廊下壁面に掲示する。

<授業・校内研修の充実>

☐ 校内授業研究会

- ・特別支援学級の授業を参観してもらい、意見や改善点などを出し合う。

☐ TT・ゲストティーチャーの活用

- ・校内教職員に授業中の役割をもってもらう。単元設定や教材づくりに関してアイデアや製作の協力を得る。

☐ 研修内容の伝達

- ・研修会情報（通常の学級における特別支援教育など）を伝える。

☐ 特別支援教育の推進

- ・特別支援学級担任は、校内における特別支援教育の体制整備、発達障がいに関する知識や技能などに関する指導や支援の充実についても活動が期待される。また、校内の就学に関する指導の面でも、日頃校内における様々な児童生徒の把握を行う。

<交流学級との連携>

☐ 学年会への参加

- ・交流学年の学年会に参加し、必要な打ち合わせや検討を行う。

☐ 交流学習や学年行事への参加

- ・交流学級や学年の先生からも積極的に活動に誘ってもらう。

☐ 保護者面談の工夫

- ・必要に応じて、交流学級担任や学年主任も交えて懇談する。

☐ 家庭訪問の協力

- ・交流学級担任が家庭訪問を行う。（特別支援学級担任と一緒に、又は個別に）

＜交流学習や活動の工夫＞

- ☐ 教室の開放
 - ・休み時間に、多くの児童生徒との交流を図る。
- ☐ ミニ発表会
 - ・交流学級の児童生徒を招待し、学習の成果を発表する場を設ける。

＜特別支援教育コーディネーターとの連携＞

- ☐ 児童生徒の共通理解
 - ・常に情報を共有し共通理解を図るとともに、指導方法や保護者との連携、卒業後の進路など、迷ったり困ったりしたときは相談する。
 - ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、実施、評価、見直し、改善の取組みを、コーディネーターと共に進めていく。
 - ☐ 校内委員会や教育支援の取組み
 - ・コーディネーターと協力しながら校内委員会を開催したり、教育支援の取組みを推進したりする。
- ＊特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターを兼ねている場合は、管理職及び校内委員会等に関係する先生方と相談しながら進めていく。

＜教科担任との連携＞

- ☐ 児童生徒の共通理解
 - ・育成を目指す資質・能力や学習の進め方、必要な支援などについて共通理解を図る。
- ☐ 日常的な連携
 - ・児童生徒の状態や学習の様子などについて、互いに確認し合う。
 - ・学習を振り返り、達成状況や進度、指導方法などについて共通理解を図る。

校内体制づくりを進めるに当たって、個別の教育支援計画や個別の指導計画を使って児童生徒の理解を図ったり、指導方法を確認したりしましょう。よりよい理解と一貫性のある指導につながるだけでなく、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用にもつながっていきます。



○ 関係諸機関との情報共有

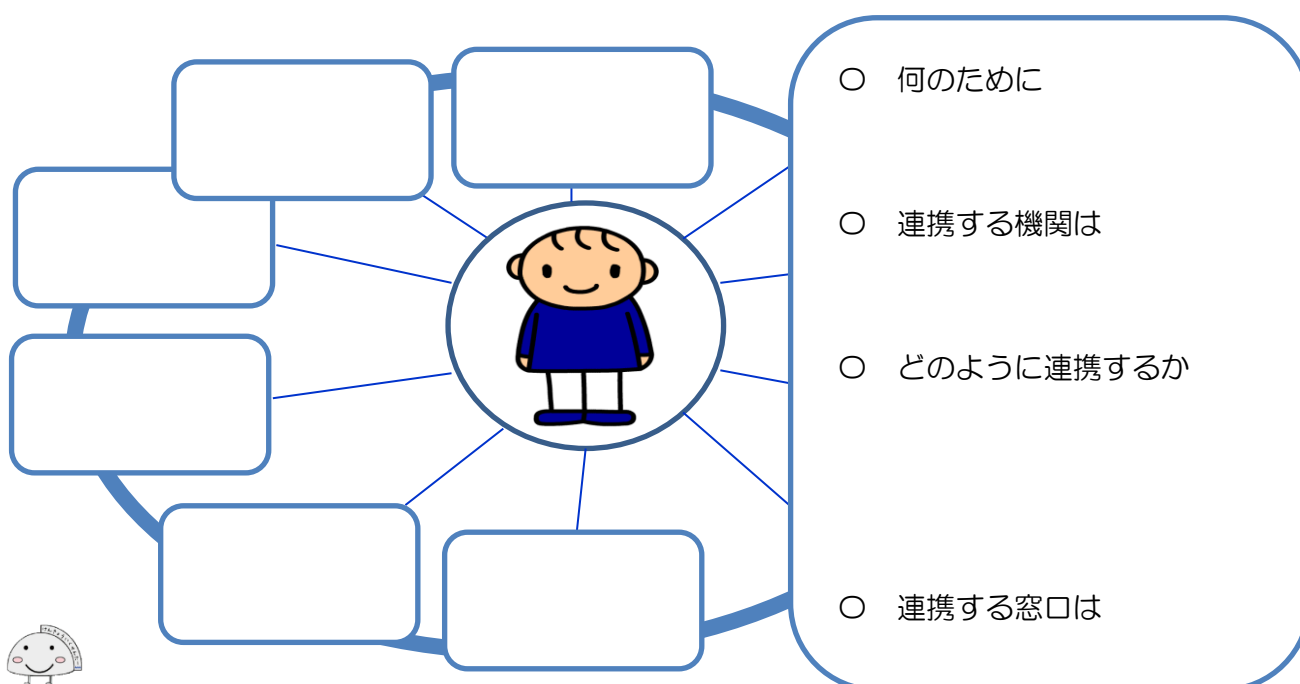
様々な関係諸機関と連携する際には、特別支援学級担任だけで進めていくのではなく、管理職及び校内の関係する先生方との共通理解のもと、学校として連携していくことが大切になります。連携が必要な関係諸機関としては次のような機関が考えられます。児童生徒や保護者の願い、学校としての指導方針などをしっかりと踏まえて連携を図っていきます。

医 療	保健・福祉	労 働
☐ 主治医 ☐ リハビリ等担当者 など	☐ 市町村の福祉課 ☐ 送迎サービス ☐ 放課後等デイサービス ☐ 学童保育 など	☐ 障害者就業・生活支援センター など

<関係諸機関と連携する際の配慮点>

- ☐ 何のために・どの関係機関と・どのように連携するのか、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得た上で進めていく。
- ☐ 外部と連絡調整する窓口を一本化する。（教頭先生など）
- ☐ 連携して取り組んだことについて、個別の教育支援計画等に記録する。また、その内容を管理職に報告するとともに、保護者と共有する。
- ☐ 連携したことが有効であったか、課題等はないか、関係する先生方と見直し、改善につなげる。

児童生徒を支えるため、どのような連携が必要か整理し、見直してみましょう。



② 学級通信の発行

学級通信を積極的に活用して、児童生徒の活動や学級の様子などを伝えていきましょう。保護者や他の児童生徒、先生方に理解していただく貴重な機会になります。様々な立場の読み手を意識して作成しましょう。

<作成するときの配慮点>

- ☐ 児童生徒の写真や作品などを掲載してもよいか、保護者の確認を得る。
*個人情報の取り扱いについては、学校の取組みに沿って進めていきましょう。
- ☐ 誰に配付するのかを明確にして、校内で共通理解を図る。
- ☐ 学年主任や管理職の点検を受ける。
- ☐ 交流学級の学級通信の一部に支援学級のコーナーを設定する、紙面の構成を毎回同じにするなど作成の方法を工夫し、担任の負担過重にならないように配慮する。
- ☐ 特別支援学級の児童生徒に学級通信の内容を説明するなどして、児童生徒の達成感や意欲につながるように活用する。

<学級通信作成のポイント>



〇〇学校□□学級 第△号

成長を実感できた校外学習！

先週の校外学習では、・・・

学級通信のタイトルを児童生徒と一緒に考えたり、タイトルを児童生徒が書いたりすることで、興味を喚起することにつながります。

一人一人の成長や頑張っている様子を紹介します。児童生徒の感想や作品などを載せると、より伝わりやすくなります。
楽しく、生き生きと学校生活を送っている様子をお知らせできるといいですね。

来週の予定

	月	火	水	木	
1	国語	算数			
2	体育	音楽			

教科等名だけでなく、単元名や学習内容などを記載すると、児童生徒にとって分かりやすくなります。
一人一人の時間割が異なる場合は、表記の仕方を工夫しましょう。（交流の場合は☆マークを付ける⇒☆1年：体育 など）

連絡・おねがい

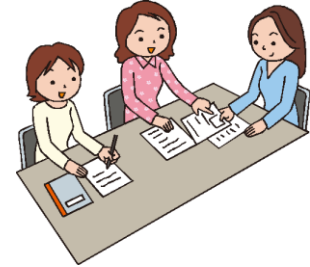
・来週の図工では、・・・

・

日頃、保護者にご協力いただき感謝していること、今後一緒に取り組んでいきたいことなど、担任の思いや情報を伝えましょう。また、保護者や交流学級の担任など、いろいろな方の声なども紹介しましょう。

③ P T A活動の運営

保護者との連携を図るために、P T A活動があります。実際には、学校全体のP T A活動、交流学年や交流学級のP T A活動、特別支援学級で行うP T A活動などが挙げられます。保護者と担任の連携を図るだけでなく、保護者同士の交流を促すことにもつながります。それぞれのP T A活動の趣旨を保護者と共有し、実りのある活動にしていきましょう。



P T A活動を通して保護者の方が、
「いろんな先生方に支えられている」
「他の保護者の方とつながることができて安心した」
そんな思いになるように、サポートしていきましょう。

(9) 評価と指導のまとめ



① 評価に当たって

学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童生徒においても通常の学級と同様です。個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行うことが求められています。

<観点別学習状況の評価の観点>

「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」

<特別支援学校（知的障がい）における各教科の評価について>

特別支援学校の新学習指導要領においても、小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の3つの柱で目標及び内容が整理されています。

各教科の学習評価においては、観点別学習状況を踏まえ、端的な文章記述とすることが重要です。

このことを受けて、知的障がい特別支援学級においても、学習評価を文章記述する場合には、各教科の観点別学習状況をしっかりと踏まえる必要があります。



② 指導要録について

指導要録の整理や記入については、学校としての方針を踏まえて進めていくことになります。不明なことがあった場合は、管理職を通して市町村教育委員会に相談しましょう。

<参 考>

「小学校 児童指導要録取扱いの手引 令和2年1月 山形県教育委員会」より

令和2年度第2学年以上に在籍する児童については、「指導に関する記録」は新様式を作成し、新・旧様式を整理し保存する。「学籍に関する記録」は、新様式を作成するかどうかを設置者において判断する。

特別支援学級在籍児童の指導要録

「指導に関する記録」については、必要がある場合には、特別支援学校用のものを使用することが望ましい。ただし、知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部児童指導要録の様式を使用する場合、「総合的な学習の時間」「外国語活動」の記録の欄がないため、小学校用の指導要録の様式に記入することとし、2種類の様式を併用することになる。

※ 小・中学校ともに、特別支援学級においては、自立活動の指導についても指導要録に記入することになります。

小・中学校用「指導に関する記録」の様式を使用している場合には、「自立活動」の欄がありませんので、次の様式に記入することになります。

- ・知的障がい特別支援学級

⇒知的障がい特別支援学校の様式2の「自立活動の記録」の欄に記入します。

- ・弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がい特別支援学級

⇒視覚、難聴、肢体不自由、病弱の特別支援学校の様式2の「自立活動の記録」の欄に記入します。

③ 通知表の作成と記入

通知表は、各学校において作成されるものなので、学校の様式や作成上の留意点等を踏まえる必要があります。その上で、特別支援学級においては一人一人の児童生徒に応じた内容で作成することができます。

作成に当たって、どのような様式にするか管理職や関係する先生方と十分に検討し、共通理解を図って進めていくことが必要です。

<記入する際のポイント例>

- 本人や保護者にとって、分かりやすい表現で書く。(専門用語は控え、具体的に)
- 児童生徒の努力する様子や頑張り、できるようになったことなどが伝わるように書く。
- 各教科等について、どのような学習内容に取り組んだのか分かりやすく示す。
- 各教科等にどのように取り組み、現在の達成状況はどれくらいなのか、分かりやすく示す。
- 交流学习や教科担任が担当する教科等については、どのように記載するか事前に交流学級担任及び教科担任と確認しておく。

学習状況や学校生活の様子については、日頃から保護者に伝え、理解を得られるように心がけましょう。児童生徒が実際にどのような資質・能力を身に付けたのか、保護者や本人の認識とずれが生じないように配慮します。

また、通知表の見方について丁寧に説明することを大切にしましょう。

④ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の見直し

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、各月や学期毎などに見直すことが大切です。支援内容や方法等が適切かどうか、達成状況はどうか、変更が必要なことはないか見直し、改善を図っていきます。見直す際には、関係する先生方と複数の目で見ること、よりよい改善につながっていきます。記載内容を変更する場合には、追記していくことでどのようにステップを踏んできたのかが分かり、引き継ぐ際に有効になります。



⑤ 次年度への引継ぎ・関係者との連携（年度末）

前ページの③で見直しや改善を図った個別の教育支援計画及び個別の指導計画を、次年度への引継ぎや関係者と連携する際に活用します。



＜引継ぎ・連携に当たって＞

- 関係機関等と、個別の教育支援計画を用いて次年度の支援の方向性や役割分担などを明確にします。
- 関係する先生方等と、個別の指導計画を用いて次年度の目標や指導内容、指導方法の方向性を共有し、具体的な指導や支援につなげていきます。
- 進学や就労の際には、進路先・就労先とどのようなことをどのような方法で引き継ぐのか（個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用する等）、保護者と合意形成を図ります。

校内の先生方や保護者、関係機関等と、年度内に次年度の大まかな取組みについて見通し、共通理解を図っておくことで、次年度のスタートがスムーズになるとともに、切れ目ない支援につながっていきます。



コラム 特別支援教育にかかわる校長の役割とは

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制ガイドライン」より
(平成29年3月 文部科学省)

＜特別支援教育を柱とした学校経営＞

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。

学校運営上、校長が念頭におくべき事項として、次のような内容が考えられます。

- 特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制の構築（組織対応）
- 特別支援教育に関する教員の専門性の向上（資質向上）
- 特別支援教育についての児童等、保護者及び地域への理解啓発（理解推進）
- 特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進（外部連携）

(10) 教科用図書の選定



学校教育法第34条の規定により、小・中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければなりません。小・中学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第139条の規定に基づき、児童生徒の実態に合った教科用図書を選定し、使用することができます。

特別支援学級の教科用図書は、教育目標や各教科等の指導内容を十分に吟味し、児童生徒一人一人の学習の状況や障がい等に応じて適切なものを準備しましょう。特別の教育課程を編成している特別支援学級では、児童生徒の実態から文部科学省検定教科書を使用して学習を行うことが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用することができます。学年進行に合わせて教科用図書の種類を変更することは可能ですが、本人・保護者と話し合い、十分に検討して合意形成をする必要があります。



<児童生徒の実態に応じた教科用図書の選定>

- ① 文部科学省検定教科書の中から、該当学年のものを選定する。
- ② 文部科学省検定教科書の中から、該当学年よりも下学年のものを選定する。（中学校で使用する下学年には、小学校用を含む）
- ③ 文部科学省検定教科書の中に適当なものがない場合、特別支援学校文部科学省著作教科書の中から選定する。

視覚障害者用	「点字版」	
聴覚障害者用	小学部「言語指導」	中学部「言語」
知的障害者用	小学部「国語」「算数」「音楽」	} 通称☆(星)本（下の表参照）
	中学部「国語」「数学」「音楽」	
- ④ 上記①～③の検定教科書及び著作教科書の中に適当なものがない場合、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（絵本等の一般図書）の中から選定する。
 ※一般図書を使用する場合は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。一般図書と検定教科書を同時に無償給与できないので留意する。

<文部科学省著作教科書 特別支援学校知的障害者用（☆印本）>

学部	教科名	使用学年	書名	発行者
小学部	国語	第1～6学年	こくご ☆～☆☆☆	東京書籍
	算数	第1～6学年	さんすう ☆～☆☆☆	教育出版
	音楽	第1～6学年	おんがく ☆～☆☆☆	東京書籍
中学部	国語	第1～3学年	国語 ☆☆☆☆	東京書籍
	数学	第1～3学年	数学 ☆☆☆☆	教育出版
	音楽	第1～3学年	音楽 ☆☆☆☆	東京書籍

選定は1教科につき、1教科書です。二重給与があってははいけません。また、教科書の給与履歴を作成し、進級時や進学時に以前選定した教科書と重ならないようにします。

文部科学省の名義を有する教科書（☆印本）の見本は、各地域の指定された教科書展示会場や県教育センターで閲覧することができます。附則第9条に規定する教科用図書（絵本等の一般図書）は県教育センターのみ閲覧可能です。

視覚障がいがある場合は、文部科学省検定教科書に替えて拡大教科書を選定できます。教科書の選定については、市町村教育委員会にお問い合わせください。

◎ デジタル教科書の使用について

各学校・教育委員会や教師がそれぞれの創意工夫を生かし、児童生徒の学習を充実させたり、教科書の内容への利便性を高めたりするための道具の一つとして学習者用デジタル教科書を活用することができます。

使用にあたっては、通常の紙の教科書を使っていることが基本となります。より一層の効果を上げるために学習者用デジタル教科書を併せて使うこととなります。デジタル教科書は有償になるので、市町村教育委員会に相談し、共通理解を図って導入することとなります。使用するときは教育委員会に届けを出し、承認を受けることとなります。

特別支援教育等における活用例として以下のようなことがあります。

- ・視覚障がいのある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- ・発達障がいのある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用

詳細につきましては、文部科学省のホームページの「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/139/houkoku/_icsFiles/a_fieldfile/2018/12/27/1412207_001.pdf



◎ 音声教材について

音声教材は、発達障がい等により、通常の検定教科書では、一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材です。

【参照】「音声教材」文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm

(11) 特別支援教育に係る校内委員会・就学相談



① 校内委員会について

【発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン

(平成29年3月文部科学省)】より

【参照】「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm

校長のリーダーシップの下、全校的な教育的支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。校長は、校内委員会を設置し、開催に当たっての手順を明確にした上で、全校的な教育支援体制を確立することが重要です。

特別支援学級の担任は、校内委員会の一員として、特別支援学級の児童生徒や、校内の支援が必要な児童生徒の指導・支援にかかわります。特別支援教育に係る校内委員会に、就学、教育相談、生徒指導等に係る校内委員会等の機能を包括して組織している場合も多いです。就学前から卒業、社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させることが大切です。

＜特別支援教育に係る校内委員会の役割、支援までの手順＞

- ☐ 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- ☐ 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうか検討する。
- ☐ 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- ☐ 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- ☐ その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。



② 就学相談について

平成25年9月、就学先の決定手続きに関して「教育支援資料」として取りまとめられています。山形県教育委員会では、「教育支援の手引」を発行しています。

「教育支援委員会」は、既存の就学指導委員会に、早期からの一貫した支援の充実の機能を拡充して設置されています。市町村教育委員会は、この教育支援委員会の助言を参考にして総合的な就学の判断を行います。

就学相談において、特別支援教育に係る校内委員会は、児童生徒本人・保護者・市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うために重要な役割をもっています。

＜就学相談に係る資料（就学先決定に当たっての考え方）＞

障害のある児童生徒の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である。

なお、この場合においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなる。その上で、保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意することが必要である。保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要である。

市町村教育委員会は、保護者への情報提供や相談を十分に行うとともに、保護者の意見を可能な限り尊重した上で子供にとって最も適切な就学先を判断することが必要である。また、就学移行期の個別の教育支援計画の作成・活用を通じ保護者との共通認識を醸成しておくことや、後述する継続的な教育相談・指導を実施することなどにより、適切かつ柔軟できめ細かな対応を行っていくことが求められる。

（「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～※」
第2編第4章1（2）平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

※「教育支援資料」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



(12) 特別支援教育に関する相談



具体的な個別の事例（在籍児童生徒への支援の在り方、授業づくりについて等）に対するアドバイスが必要な場合には、特別支援学校の教育相談、県の特別支援巡回相談事業、山形県教育センターの出前サポート等をぜひ活用ください。

ハンドブック 補足資料p98～99参照

<参考となるサイト>

【全国】

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

<http://www.nise.go.jp/nc/>

発達障害教育推進センター

http://icedd_new.nise.go.jp/

インクルーシブ教育システム推進センター

http://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center

発達障害情報・支援センター

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

障害福祉サービス等情報検索

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoot/COP000100E0000.do>

全国手をつなぐ育成会連合会

<http://zen-iku.jp/>

日本ライトハウス（視覚障がい関係）

<http://www.lighthouse.or.jp/>

全日本ろうあ連盟

<https://www.jfd.or.jp/about/kamei>

日本肢体不自由教育研究会

<https://www.normanet.ne.jp/~nishiken/index2.html>

全国特別支援学校病弱教育校長会

<http://www.zentoku.jp/dantai/jyaku/index11.html>

日本自閉症協会

<http://www.autism.or.jp/>

かんもくネット

<http://kanmoku.org/>

全国LD親の会

<http://www.jpald.net/kyozaidb.html>

【山形県関係】

山形県教育庁 特別支援教育課

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/>

山形県の障がい児・障がい者に関する福祉・医療等の情報

<https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/s hogai/>

山形県聴覚障がい者情報支援センター

<http://y-mimi.sakura.ne.jp/index.html>

「発達障がい」に関する相談窓口

<https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/kosodate/shoni/8090004hattatusyogai-madoguchi.html>



卷 末 資 料



「学校における合理的配慮」について

学校における合理的配慮とは

障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために

① 学校の設置者及び学校が

必要かつ適当な変更・調整を行うこと

② 障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に

個別に必要とされるもの

③ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において

均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

【合理的配慮の決定・提供のプロセス】

(P-D-C-A)

Plan (意思の表明、調整、決定)

- ◎本人・保護者からの申出や担任等の気づきから
- ◎校内委員会等での検討
- ◎本人・保護者と学校の合意形成
- ◎個別の教育支援計画への明記と共有

Action (見直し)

- ◎合理的配慮の見直し

Do (提供)

- ◎合理的配慮の提供

Check (評価)

- ◎本人・保護者との振り返り

合理的配慮の具体例（データベース）
国立特別支援教育総合研究所 HP
(<http://inclusive.nise.go.jp/>)

「合理的配慮」の観点（１～３観点、①～⑪項目）

１ 教育内容・方法

＜教育内容＞ ① 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

② 学習内容の変更・調整

＜教育方法＞ ③ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

④ 学習機会や体験の確保

⑤ 心理面・健康面の配慮

２ 支援体制 ⑥ 専門性のある指導体制の整備

⑦ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

⑧ 災害時等の支援体制の整備

３ 施設・設備 ⑨ 校内環境のバリアフリー化

⑩ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

⑪ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

各種援助制度・相談事業等



児童生徒の障がい種別や障がいの状態によって、本人や家族を援助するために、教育、福祉、医療、労働等において各種援助制度があります。特に、特別支援学級の児童生徒に関連するものについては、知っておくようにしましょう。

1 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等へ就学する障がいのある幼児児童生徒の保護者に対して、「特別支援教育就学奨励費」が支給されます。

就学のために必要な経費のうち、学校給食費・通学費・寄宿舍居住に伴う経費（寝具や日用品等の購入、食費など）・修学旅行費・学用品等購入費などについて、保護者の負担能力の程度に応じその全部又は一部が支給されるものです。

小・中学校においては、各市町村の教育委員会より支給されます。各学校の事務担当者が窓口になって、事務を担当しています。

2 障害者手帳

(1) 療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導相談や支援を受けやすくするために交付しています。

この手帳を受けるには、本人のお住まいの市町村の福祉担当課へ申請していただいた後、知的障がい者更生相談所などが障がいの程度を判定し、各総合支庁が交付しています。

判定は、18歳未満の児童は児童相談所、18歳以上の方は知的障がい者更生相談所で行われます。

交付手続き等詳しくは、市町村福祉担当課にお問い合わせください。

【参考】知的障がい者更生相談所	電話：023-627-1364
中央児童相談所	電話：023-627-1195
知的障がい者更生相談所庄内支所	電話：0235-22-0790
庄内児童相談所	電話：0235-22-0790

(2) 身体障害者手帳

更生医療の給付や補装具の交付、施設への入所等、身体障害者福祉法による各種の援護を受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。

この手帳は、目、耳、口、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害を有する者に対して、法に定める身体障害者であることの証票として交付されます。

身体障害者手帳の交付を受けた者は、同法によるいろいろな援護のほか、税の減免や旅客鉄道運賃の割引等、各種の制度を利用することができます。

この手帳を受けるには、関係書類を添えて本人のお住まいの市町村を経由して、都道府県知事に提出することが必要です。

交付手続き等詳しくは、市町村福祉担当課にお問い合わせください。

【参考】 身体障がい者更生相談所 電話：023-627-1197

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。申請はお住まいになっている市町村福祉担当窓口になります。

この手帳を受けるには、所定の様式による申請書や診断書等が必要ですので、通院している医療機関にご相談のうえ、手続きに関することはお住まいの市町村福祉担当窓口にお問い合わせください。なお、平成28年1月から、精神障害者保健福祉手帳の申請等手続きで、マイナンバーの記載が必要となります。必要書類に加えて、マイナンバーに関する書類が必要となります。

【参考】精神保健福祉センター 電話：023-624-1217

3 特別児童扶養手当

20歳未満の精神や身体に障がいのある児童が健やかに育成されるように、児童を在宅で養育している両親等に支給され、障がいの程度により、1級（重度）と2級（中度）に分けられます。

手当を受けるには、児童の障がいに関する診断書等を添えて、市町村の担当窓口で手続きをして、県知事から受給資格の認定を受ける必要があります。なお、所得により手当の支給に制限があります。

4 障害児福祉手当

20歳未満で心身に重度の障がいを有する在宅の障がい児本人に対しては障害児福祉手当が支給されます。手当を受けるには、障がいに関する診断書などを添えて、市町村の担当窓口申請する必要があります。

なお、所得により手当の支給が制限されるなどの条件がありますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

5 重度心身障がい（児）者医療制度

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方、特別児童扶養手当1級、国民年金障害等級1級を受給している方などは、重度心身障がい（児）者医療給付を受けることができます。給付の申請等は市町村で受け付けています。

健康保険や国民健康保険などの医療保険の自己負担額が市町村から助成されます。なお、対象、給付内容の詳細については市町村にお問い合わせください。

6 障がい者（児）の旅客運賃等の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていることを条件として、次の旅客運賃割引を受けることができます。校外学習等において活用できるものもあります。

JR運賃：乗車券等の購入の際、身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

バス料金：料金支払時あるいは乗車券購入時に身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

タクシー料金：乗車時に身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

航空運賃：身体障害者手帳又は療育手帳の呈示が必要です。

有料道路料金：身体障害者手帳又は療育手帳が必要です。手続きについては、各市町村福祉担当課にお問い合わせください。

7 教育相談機関

障がいのある幼児、児童生徒に対しては、障がいの状態、発達段階及び特性などを総合的に把握し、見通しをもった教育をしていくことが大切です。



(1) 特別支援学校

障がいに応じて、次の特別支援学校で随時相談を受け付けています。

相談対象障がい種	学校名	所在地	電話
視覚障がい	山形県立山形盲学校	〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬 1111	023-672-4116
聴覚障がい	山形県立山形聾学校	〒990-2314 山形市大字谷柏 20	023-688-2316
聴覚障がい	山形県立酒田特別支援学校	〒998-0005 酒田市大字宮海字新林 307	0234-34-2019
知的障がい 情緒障がい	山形県立酒田特別支援学校	〒998-0005 酒田市大字宮海字新林 307	0234-34-2026
	山形県立米沢養護学校	〒992-0035 米沢市太田町 4-1-102	0238-38-6101
	// やまなみ学園分教室	〒992-0033 長井市今泉 1812	0238-88-9118
	// 長井校（小中）	〒992-0034 長井市歌丸 976	0238-88-5277
	// 西置賜校（高）	〒993-0051 長井市幸町 9-17	0238-84-5520
	山形県立新庄養護学校	〒996-0002 新庄市大字金沢字金沢山 1894-4	0233-22-3042
	山形県立村山特別支援学校	〒990-2314 山形市大字谷柏元下谷柏 43	023-688-2995
	// 山形校（小）	〒990-0034 山形市東原一丁目 1-9	023-625-1006
	// 天童校（小）	〒994-0022 天童市大字貫津 591	023-651-1612
	山形県立楯岡特別支援学校	〒995-0011 村山市楯岡北町 1-8-1	0237-55-2994
	// 寒河江校（小）	〒990-0525 寒河江市大字米沢 643-2	0237-83-2955
	// 大江校（中高）	〒990-1111 大江町大字三郷丙 1403-1	0237-85-0722
	山形県立上山高等養護学校	〒999-3201 上山市宮脇 600	023-672-3936
	山形県立鶴岡高等養護学校	〒997-0834 鶴岡市稲生 1-28-33	0235-22-0581
	山形県立鶴岡養護学校	〒997-0047 鶴岡市大塚町 5-44	0235-24-5995
病弱・虚弱	山形県立鶴岡養護学校 おひさま分教室 （こころの医療センター内）	〒997-0019 鶴岡市茅原字草見鶴 51-1	0235-25-2240
病弱・虚弱 情緒障がい	山形県立山形養護学校	〒990-0876 山形市行才 116	023-684-5722
肢体不自由	山形県立ゆきわり養護学校	〒999-3145 上山市河崎 3-7-1	023-673-5023

(2) 障がいのある子どもの巡回・発達相談事業（にこにこ相談）

障がいがある、発達に心配がある、養育についての不安がある等の幼児児童とその保護者のための教育相談会です。県内7会場において年間3回、継続的に教育相談を受け付けます。

申し込みやお問い合わせなど詳しくは、県教育センターの専用電話をご利用ください。

専用電話 023-654-6060

8 特別支援巡回相談事業（ハンドブックp100参照）

幼稚園・保育所、小・中学校（通常の学級、特別支援学級）、高等学校の担当者等を対象に、子供理解や授業、教育課程等についての相談や研修について支援します。

特別支援学級から依頼する場合は、相談を希望する特別支援学校に事前に電話で打診し、相談内容・期日を確認の上、派遣申請書を特別支援学校に提出します。

詳細については、特別支援学校にお問い合わせください。なお、小・中学校の通常の学級の児童生徒を対象にした巡回相談については、各教育事務所にお問い合わせください。

9 県教育センターの特別支援学級向けの研修・相談事業

(1) 研修講座（特別支援学級新担任基礎研修）

(2) カリキュラムサポートプラザ（出前サポート・来所サポート・資料提供サポート等 随時）

県内全校種の学校を対象に、子供理解や授業、教育課程等についての研修や相談について、山形県教育センター指導主事が支援します。

詳細については、山形県教育センター「研修講座案内」、又は山形県教育センターホームページ「カリキュラムサポート事業（<http://www.yamagata-c.ed.jp/研修事業/カリキュラムサポート事業/>）」をご覧の上、お問い合わせください。

特別支援学級の先生方同士の情報交換から、指導・支援のヒントを得られることもあります。研修等の機会を活用して、継続的につながっていきましょう。



専門の巡回相談員（特別支援学校教員、小・中学校教員）が、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等で特別支援教育を推進するための支援をします。

特別支援巡回相談事業

山形県教育委員会

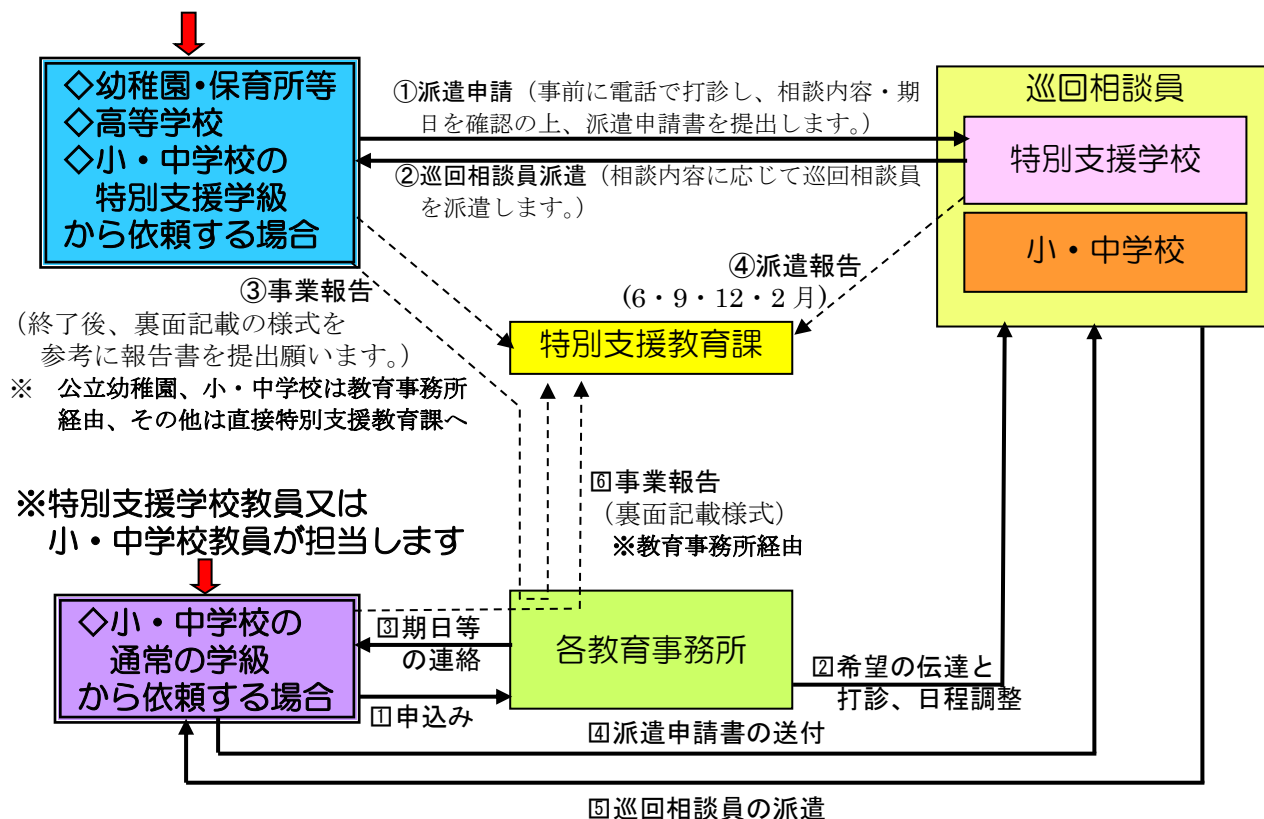
幼稚園・保育所、小・中学校（通常の学級、特別支援学級）、高等学校の担当者等を支援します。

たとえば、こんな場合にご活用ください。

- ・子どもの実態把握や支援方法について相談したい。
- ・特別支援学級の学級経営や教育課程編成について相談したい。
- ・授業研究会を行うので、指導・助言をお願いしたい。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成について助言をお願いしたい。
- ・幼稚園・保育所等、学校の特別支援教育体制づくりについて助言がほしい。
- ・市町村教育研究会や学校・幼稚園・保育所等で、特別支援教育の研修会を行う際の講師を依頼したい。
- ・発達障がいのある生徒の就労支援について、相談したい。

申請・派遣等の手続き

※特別支援学校教員が担当します



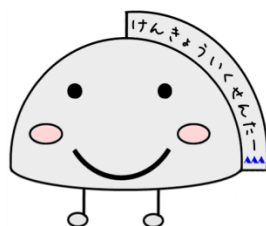
問い合わせ先：教育庁特別支援教育課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL (023) 630-3346 FAX (023) 630-2774

<引用・参考文献>

- 1) 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」（東洋館出版社）平成30年
- 2) 文部科学省「小学校学習指導要領解説総則編」（東洋館出版社）平成30年
- 3) 文部科学省「小学校学習指導要領解説国語編」（東洋館出版社）平成30年
- 4) 文部科学省「小学校学習指導要領解説理科編」（東洋館出版社）平成30年
- 5) 文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）」（東山書房）平成30年
- 6) 文部科学省「中学校学習指導要領解説総則編」（東山書房）平成30年
- 7) 文部科学省「中学校学習指導要領解説数学編」（日本文教出版）平成30年
- 8) 文部科学省「中学校学習指導要領解説社会編」（東洋館出版社）平成30年
- 9) 文部科学省「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」平成30年
- 10) 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」（開隆堂出版）平成30年
- 11) 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）」（開隆堂出版）平成30年
- 12) 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（開隆堂出版）平成30年
- 13) 文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために（平成29年3月）」平成29年
- 14) 文部科学省「教育支援資料」平成25年
- 15) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「小学校・中学校管理職のための特別支援学級教育課程編成ガイドブック―試案―」平成28年
- 16) 秋田県総合教育センター「特別支援学級新担任の手引【改訂版】」平成29年
- 17) 石川県教育総合研修センター「初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック」
- 18) 岩手県立総合教育センター「特別支援学級の手引」平成30年
- 19) 岡山県総合教育センター「特別支援学級担任のためのハンドブック 増補版」平成27年
- 20) 香川県教育委員会「改訂版 特別支援学級担任・通級指導教室担当者のための特別支援教育ハンドブック」平成27年
- 21) 群馬県総合教育センター「特別支援学級教育課程編成ガイドブック」平成31年
- 22) さいたま市教育委員会「特別支援学級担任の手引―特別支援教育の充実を目指して―」平成29年
- 23) 千葉県総合教育センター「特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ」
- 24) 長崎県教育委員会「令和元年度 特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引」
- 25) 長野県教育委員会「特別支援学級ガイドライン」平成26年
- 26) 新潟市教育委員会「管理職と担任のための特別支援学級ガイドブック」平成29年
- 27) 兵庫県立特別支援教育センター「小学校・中学校教職員のための特別支援教区ハンドブック」平成30年
- 28) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課「令和元年度特別教育課程編成の手引」令和元年
- 29) 山形県教育委員会「教育支援の手引―障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続きについて―」平成26年
- 30) 山形県教育委員会「学校における「合理的配慮」～共生社会の形成に向けて～」平成28年
- 31) 山形県教育委員会「共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進リーフレット」平成29年
- 32) 山形県教育委員会「第3次山形県特別支援教育推進プラン（平成30年～（5か年））」平成30年
- 33) 山形県教育委員会「令和元年度山形県の特別支援教育」令和元年
- 34) 山形県教育センター「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりハンドブック」平成25年
- 35) 山形県教育センター「管理職と担任のための特別支援学級の手引―平成27年度版―」平成27年



山形県教育センター

イメージキャラクター「せんたん」

「特別支援学級ハンドブックー令和2年度版ー」

令和2年4月

編集 山形県教育センター特別支援教育課

〒994-0021

山形県天童市大字山元字犬倉津2515

TEL 023-654-2155 (代)

FAX 023-654-2159

URL <http://www.yamagata-c.ed.jp/>

E-MAIL kyose-kensyu@pref.yamagata.jp